

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

報告の件

議長（増田 清君） ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

〔局長補佐 須田信輔君登壇〕

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

発議第1号。平成22年3月8日。

下田市議会議長、増田 清様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。賛成者、下田市議会議員、藤井六一、同じく土屋誠司。

下田市林道管理条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時 1分休憩

午前10時 7分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

沢登議員より提出されました発議第1号 下田市林道管理条例の制定については、9日の日程といたしますので、ご了承願います。

一般質問

議長（増田 清君） 次は、日程により、5日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、市長の政治姿勢について、2、子供たちを取り巻く環境について。

以上2件について、10番 大黒孝行君。

10番。

〔10番 大黒孝行君登壇〕

10番（大黒孝行君） おはようございます。

私、本日のトップバッターとして、後ろに3人も控えておりますもので、この肌寒い今日の天候を、少しでも市民の皆さん、心身ともに温くなるようなそういう議論を議長の紹介の順に沿って、まず最初に市長の政治姿勢についてお伺いさせていただきます。

私、この質問に立つに当たりまして、かなり丁寧に18年度の3月定例議会議事録を結構しっかり読み返してまいりました。先日の市長の施政方針演説は、昨年21年度定例会の議事録、それを目で追いながらの拝聴をいたしました。この22年度当初予算が私の3期目任期中の責任を持ってチェックのできる最後の年で、予算であること、市長も3期目の中間の年で、18年度と同じ環境にあります。施政方針の所信で述べられますことは、国内外の客観的な状況というものを市の目線でどういう影響があるかを予測、マスタープランの基本理念に沿って予算編成上どう反映をさせていくかであります。大きな変化は、基本理念の一等最初に財政健全化が、重点施策の1番に効率的行財政運営が、それぞれ最下位から最上位に繰り上がっております。

なぜ、かく申すかと言えば、市長の施政方針は、下田市の憲法である総合計画マスタープランの理念を逸脱することを許されないためであります。理念に沿って予算として具現化しなければならないその責務が市長にはあります。ために、10年間のスパンで見るマスの理念に対し、単年度予算の手法のあり方というものは語られる理念と若干の差異を感じざるを得ません。ために、言葉がむなしく響き、私はそう理解をさせていただいております。

さらに言えば、この1番目に語られた財政健全化や効率的行財政運営は、行政の長として、為政者として、ふだんに普通に取り組む当たり前のことで、下田市の財政状況の逼迫というものが危機的な状況であったために、市民とそのことの意識の共有を図るの措置であったとも理解をいたしております。

この平成18年度は、小泉改革、いわゆる三位一体改革、骨太の方針2005で示された地方交付税、臨時財政対策債が5兆1,000億円の削減をされる、また、不透明な交付税のあり方や、

地方に対し財政健全化に向けての厳しい対応が求められた年で、集中改革プランを策定し、その計画に沿って職員給与10%カット、20%カットのキャップ方式による予算編成を、苦渋の選択を余儀なくされた年でもありました。そして合併・南豆製氷所の存続に向け、強い意思も語られた年でもありました。

その後の経過というものは、同僚議員もご案内のような経過を経ての5カ年目の施政方針であります。饒舌に相りましたが、先日の鈴木議員とのやりとりに少し違和感を覚えたので、確認の意味を込めて私なりの解釈を申し述べさせていただきました。誤りがあればご指摘をください。

そこで、数点お伺いいたします。

まず最初に、新聞で拝見するに「積極的な予算編成」とあり、そうお書きになられた記者に、そう言わしめる何かがこの当初予算に盛り込まれておるのかどうか。当局がそう感じ発言をされているとしたら、その事由は何であるかお伺いいたします。

21年度当初予算は82億、本年度は86億2,000万、約4億2,000万の伸びになりますが、21年度12月補正での比較で見ますと91億2,000万円で、5億の減になります。国の経済対策・雇用対策補正による交付税、国・県の支出金の増によるものではございますが、そう言い得るものとは理解しがたい内容であると思うものであります。

市長、厳しい、厳しいと言われていた当初予算でございますが、結果というものは、住宅リフォーム補助金、プレミアム商品券補助金が、後出しじゃんけんではなく、しっかり政策として当初予算に計上できるゆとりのある予算案であると。さらには、庁舎建設基金、減債基金におのおの1億、それを積み立てるといふ、私の記憶にはない予算編成でもなっております。

そこで、お伺いいたしますが、過去のこの基金積み立て、このたぐいの予算が石井市政で行われた、当初予算で組まれたということがあったかどうか、また、実質収支の黒字額の2分の1を減債基金に積み立てるといふ措置が石井市政の中でなされたことがあるのかどうか、あわせてお伺いいたします。

次に、目的外使用の問題で議論しつつも、結果、やむなく認めてきた議会ではありますが、基金の推移、石井市政の初年度12年度決算からどういう変化をし、どういう対応を考えられておられるか、あわせて起債残高の推移もお伺いいたします。

集中改革プランの最終年度でもございます。この計画は、繰上償還が認められ、実質23年までの財政計画はクリアしているものと考えられるものであります。配慮がなされているとはい

え、職員の給与カットはこの予算から外し、大変劣悪な環境で頑張ってもらって、職員モチベーションが高められるためにも、今後の国の動向、公務員改革、人事院勧告を待って抜本的な対応を考えるべきと思いますが、市長の再考する考えはあるかないかお伺いさせていただきます。

次に、市税の滞納についてお伺いいたします。

現年度徴収を100%にいたしまして滞納繰越金の削減に努める、そうならば改善が見込めますが、20年度決算で見ましても、現年度課税分は新しい未収分を発生させ、不納欠損を4,200万円以上にしてもなお、特別会計使用料を合わせ15億超になるかと思われ滞納金額の改善が進んでおりません。過去、税込確保を確実にするために、職員の強化、収納係と滞納対策係と2係として対応され、努力をされておりますが、その結果どうであるのか。静岡地方税滞納整理機構負担金が21年度310万円から272万円になっており、20件、徴収困難事案を移管することを含め、解消と調査を進めていくと施政方針で述べられましたが、この機構への負担金と実績は見合うものであったのか、特別徴収事務者、民間会社での市県民税の徴収をしていただく、協力をしていただいている会社の割合は市内どれぐらいになるのか、あわせてお伺いさせていただきます。

この項の2点目といたしまして、9月定例会での私の質問に対し、次の12月定例会で迅速に対応をしていただいた平和都市宣言についてお伺いいたします。

まず最初に、12月定例会で質疑が活発にされました当局提案の議案でありましたが、多くの議員の論点が、戦争と平和のイメージで語られておったやに記憶いたしますもので、改めて言わずもがなではございますが平和についてを、また、私ども会派の予算要望を具現化しなかったものですから、この議場の皆様と市民の皆様との意識の共有を図る観点から、数点、私の考えを申し上げ、市長のお考えをお伺いいたします。

私は、「平和」という言葉の概念を広辞苑でひもといてみました。1番目に「安らかに和らぐこと、穏やかで変わらないこと、平和な心、平和な家庭」と解説され、2番目に「戦争がなく、世の中が安らかで穏やかであること」と解説されております。私は私なりに日本国憲法の第3章から、ご案内のように日本国憲法は60数年を経て一度も改正されることのない世界でも希有な憲法です。その11章103条文中、第3章10条から40条の30条文「基本的人権の尊重」「国民の権利と義務」、また、10章の97条を加え103条文中の31条文で個人のまさに平和の概念で言うところの「個人が安らかで和らぐ穏やかな生活」を第一義に言うものだと考えております。もちろん自らの権利を主張するには、他の権利を尊重することは言をま

ちません。この地球上に存在し、生きとし生けるものの生存権を認める、尊重するというのが、私の平和への概念でもございます。非対立の考え方でもあります。

蛇足ながら、根源的なこの概念を保障するのが社会保障でございます。その柱が、年金・医療・福祉であり、その根幹が今危うくなっているとの憲法抵触のおそれがあると危惧するものでもあります。以前にもこうした憲法議論をしたやにも思いますが、折に触れ、基本的な感性、初心に戻る意味で、あえて釈迦に説法の愚を恐れず言わせていただきます。何か感想があれば、市長の熱い思いも、お考えもお聞かせいただきたく思い、反論も含めてでございます。

さて、22年度当初予算で、市民への周知、訪れるゲストへの周知として、シンボルとして、平和都市宣言塔業務委託で151万2,000円の予算計上がなされております。それだけです。私の予算要望は日の目を見なかったわけでございます。改めて市長のお考えをお伺いいたします。

せっかく平和都市宣言をいたしたのですから、市内外にもっとアピールすべきであります。インターネット、ホームページで斬新なプログラムを組む、ニューポートへの中学生派遣で語られる理念同様に、例えば広島・長崎での記念事業への参加、平和な生活への感謝と大切さを一度立ちどまって見詰め直す市民参加型の事業、数百人規模でのコーラス組曲といいいますか、一度限りの合唱組曲で「象さん列車が行く」という合唱がございました。保育園、幼稚園の園児から小中高生、大人までを含めた合唱がございました。これは、二、三百人規模だったと思いますけれども、そうした事業、音楽や演劇、公演、平和都市をしたのです。冠にして財政負担の少ない事業というものを、また、私個人はこの数年、お遍路姿で8月6日8時15分を出発日時として、9日までの予定で伊豆を歩こうと思いはありますが、一度も長崎まで行き届かず、意識的には広島か山口ぐらいのもっと手前で終了いたしておりますが、平和ウォーキング等さまざまに考えられますが、今後市長に、市民の皆さんが喜んで参加をいただく事業計画があるのか、この平和宣言塔で事足りた、終わりとお考えなのかお伺いいたします。

次に、環境問題についてお伺いいたします。

鳩山現内閣総理大臣が、地球温暖化問題でCO₂の25%削減を世界に向けて発信いたしました。日本にとっても、世界にとっても、待ったなしの課題であります。そこで、環境省からの具体的な通達なり指導があるのかどうか。あったとすれば、どういう通達、指導なのか、まずもってお伺いいたします。市民と自治体の取り組みとして努力義務が課せられているか

もお伺いさせていただきます。通達がなくても、早急な対応が求められることでもございます。

2点目として、庁舎内での節電等、市長の指導のもと徹底的な節約が、CO₂削減への寄与がなされていると思うものでございますが、ほかに何か実行されていることがあればお聞かせください。私は素人ながら思いますに、年代物の車や古いエアコンというものは、これはかなりCO₂を出す源だと。財政的な節約ではあるが、エコの理念が伴わなければ、職員と市民に喜びがない、参加の意識が持てない、この意識を持って行動することが大切なことだと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

私は市議選に、今は3期目の途中でございますが過去2度失敗をしております。その当時、市公用車を電気自動車に、財源は特別職、職員合わせ給与の10分の1カット、また、缶・缶蓋捨て打ち首条例の設置を訴えたことがあります。そのころは循環型社会やエコの考えは薄く、極めて下田市の「ここにあり」の内外への宣伝効果として重きを置いた発想でしたが、それでは人間の言葉に力がございません。理念がない行為は人を引きつけません。そういう感慨を今は抱いております。

そこでお伺いいたしますが、珍しく車両購入の予算が組まれております。そこに、このエコの理念が考慮されたかどうか、また、職員の通勤にノーマイカーの1日をつくると。以前実行されておられましたが、継続をされていけば失礼ですが、さまざまなことが考えられます。財政出動も少なく、健康によく、何より地球の健康に寄与するという喜びがあることを、グリーンコンシューマーとしての自覚を持つ、そういう市民を育てていくことから大切なことだと思います。優秀な頭のよい幹部職員が知恵を出し合って取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

いま1点、環境基本計画にやっと着手をいただくわけではありますが、現状の環境対策課のスタッフの人員で、この極めて今日的な、国際的な、地球規模の課題を執行していける、そういう陣容になっている、十分であるとお考えか、市長、担当課長の認識というものを伺いさせていただきます。

次に、地方消費者行政についてお伺いいたします。

平成21年9月に消費者庁及び消費者委員会が発足、第一歩が踏み出されました。20年度補正で消費者活性化基金が各都道府県につくられ、平成23年度までを期間にこの基金を利用し、地方消費者行政強化のための集中育成・強化の事業を行うことができるとされておりますが、本年度予算にもそれらしき対応を読み取ることはできませんが、どう推移されておるのかお

伺いさせていただきます。

次に、賀茂1市5町の広域行政の現況と今後についてお伺いいたします。

西伊豆町、東伊豆町がスタートから抜け、1市3町の合併も法定協を立ち上げテーブルに着きましたが、折に触れ、首長間の意見がぶつかる場面もあり、また、最終日の一般代表の女性議員が、この間、議員代表に振り回されたと感想を述べられ幕をおろした合併は破綻いたしました。大変なエネルギーを浪費させたこと、その虚脱感はいかばかりかと、傍聴しており大変申しわけなく思ったものであります。21年度、去年のことであります。

そこでお伺いいたしますが、一部事務組合を構成する広域行政に伊豆斎場がございます。今後老朽化した斎場の建設等が懸念されますが、常日頃問題意識を持って首長間の意思の疎通というものを図っていただきたいと願うものでございますが、市長のお考えをお伺いさせていただきます。

いま1点、施政方針の中で、新病院の早期建設に関連し、市職員の1名を病院組合に派遣し、組合構成自治体当事者としての責務を果たすと述べられましたが、この出向はもちろん運営委員会、各首長の了解を得て決定したかどうか確認をさせていただきます。さらに、組合構成自治体の当事者とはどのような意味合いを持つものかお伺いさせていただきます。

次に、市と市民の活性化についてお伺いいたします。

市内経済の活性化はもちろんのこと、市民の多くのコンセプトは、安心・安全・エコ、子供たちが明るく暮らす下田市であろうと思います。ために、さまざまな施策が求められもいたします。

ここでは1点、健康増進課と生涯学習課がそれぞれに所管いたしておりますスポーツ関係の事業についてお尋ねをいたします。

NPO法人下田体育協会に、当局で行うべきスポーツ功労者や優秀な成績をおさめられた選手等の表彰もゆだねておられるようでございますが、その結果というものは、それに漏れる選手、功労者がいると危惧する声が聞こえてまいります。協会の会員の個々のご協力は感謝しありがたいと思うものですが、当局の指導は常日頃どうしておられるのか、また、市民体育祭も中止をして久しいものがありますが、スポーツインストラクター、医者等の助言、相談を求め、全市的な体力測定をする機会、もって健康な市民の安心に寄与する、一考すべきと思いますが、当局のご見解をお伺いさせていただきます。

次に、子供たちを取り巻く環境についてお伺いいたします。

まず最初に、下田市に生まれ育つ子供たちの、せめて中学卒業までの一貫した系統立った

行政サービス、また、心身ともの健やかな成長を見守る、子供たちを取り巻くさまざまな社会環境の変化に問題意識を持ってかかわる課として、子ども課の設置を強く望んできた者としていたしまして、子ども支援係が曲がりなりにも創設されましたことを喜んでおりましたが、文部、厚生、厚生の垣根は依然に高く、低くする努力をなされているのかどうか。下田市の子供たちを下田市はどう安全、安心な環境で育てはぐくんでいくのかの理念、その理念の具現化としての予算づけ、そこにオリジナルな発想が見出せないと感じております。単に文部、厚生2省からの委任事務をルールどおりに行い、それ以上でも以下でもないと思います。さきの全協で示されました幼保再編整備計画案の中間報告書を読んで、継続課題で述べられている児童福祉、子ども育成係の業務をドッキングさせ、真に効果が期待される「子育て支援課等、子育て支援をより前面に押し出した積極的推進型組織への脱皮というものを図ることが必要と考えられる」とあったのには驚愕いたしました。

そこでお伺いいたしますが、そこで示されました25・26年の再編計画のスケジュールで十分のご認識でいらっしゃるのかお伺いいたします。「将来的には認定子ども園に」の移行を示されており、下田保育所での保育所型、下田幼稚園での幼稚園型、幼保一元園舎、3つの異なる施設運営の理解を保護者、地区住民に求めていく、この期間で可能でしょうか。

次に、3款3項3-4-5目保育所費のどの部分を所管されておられるのかお伺いいたします。私は、それらのすべて、子育て支援を通し、男女共同参画社会形成を考えると、懇話会は企画が担当されております。図書館、青少年健全育成に係る生涯学習課と、そこで子育て支援を中心にスポーツを含めた統一した課をイメージいたしておりますが、係の所管としてそれぞれ子どもたちにかかわる事業を所管する課との連携はどういう状況かお伺いいたします。

また、施政方針で市長が述べられました弗素洗口、保育所と幼稚園でそれぞれ以前は対応が違っておりましたが、今どういう状況にあるのか、係としてはどういう指導をされておられるのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、ニューポート姉妹都市交流についてお伺いいたします。

どれだけ財政が逼迫していても、子供のための予算というものはカットすべきではないと、この事業の継続を望んできた者として喜んでおります。施政方針で子育てについてどんな理念、理想を語っても、予算として具現化されなければすべてが作文としてむなしく聞こえます。予算計上があって現実となります。その意味でも、多少は前段質問したようにここで語られる理念も、先に市長にお伺いいたしました平和都市宣言をした市として、一例として広

島・長崎への記念行事への中学生の参加、教育長としてどういう感想を抱かれるかお伺いさせていただきます。

3点目といたしまして、食育が言われて久しいものがあり、各議員からもさまざまな議論が折に触れ角度を変え、なされております。先日の田坂議員の質問でおおよそのことはわかりましたが、改めてもう一度お聞かせをください。

その結果、食育教育というものをどうなさっているのか、食べ残し、地元食材の利用度についてどういう変化がなされたのかお伺いをいたします。

4点目といたしまして、いじめ、不登校の実態について。

下田市におきましても、大人の世界、職場の世界でも、いじめによる自殺者があったとの、まことしやかな流言、うわさというものがございましたが、そうした結果に至らないためにも、学校現場の教職員はもとより、保護者に対しても、いじめ防止のための行動をどう察知し、どう指導なさっておられるのか、家庭内暴力もあわせ、そのような事例報告が現況どうであるのかお伺いをして、質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 大黒議員の趣旨質問の中で、いろいろご質問等書きとめたつもりなんですが、なかなか理解できない部分がありました。議員のお考え方という大分理念的なことでも述べられているわけですが、私が、これご質問かなというふうに受けとめた部分は答えさせていただきますが、ある程度、担当課長のほうから求めなきゃならないご質問もあったのかなということでご理解をいただきたいと思います。

まず最初には、今回の施政方針の問題について、議員の考えている考え方と、編成に対して少しギャップがあるようなご指摘だったのかなというふうに考えますが、まず、平成22年度の予算につきましては、当然、前から言っておりますように、優先順位とか事業の重点化ということを毎年のことなんですが最重要課題という形で取り上げております。そういう中で、どうしても下田市の場合では、市税では36.6%ぐらいしか確保できないという市でございますので、国や社会情勢に応じて、ある程度、歳入ということを考えながら予算をまず編成しなきゃならないということと、それから、第三次の総合計画というものも見据えてやっていく関係がございますので、実際に予算をする体系と若干第三次下田市総合計画の施策体系というものを考えていくと、内容的には少しずつ出てくるのではないかとということで、特に今回は施政方針の最後のほうに、特に重点施策にかかわる重要な事業一覧ということで

載せさせていただいた関係がございます。

それから、積極的な予算というような言葉が報道等で述べられている、予算説明会をしたときの言葉であります。そういう根拠はというような感じでご質問いただいたわけでありまして、今回の中では、特に子育て支援、観光や経済対策ということになるべく前に出しながら予算編成をさせていただいたところでありまして。

まずは財源というものを、どうやってそういうものに対して確保しようかということにつきましては、臨時財政対策債の歳入の増額というものがまず1点目あるかと思っております。それから2点目は、大変職員の皆さんにもご協力いただいた、5年目の職員の給与カットというものがございます。それから、18年度にやりました集中改革プランの中での決算と比較して、全会計の元利償還金の合計というものが2億8,000万ほど減少することができたというような、歳出を防ぐことができたという中で、我々は財源確保をさせていただいたというものがございます。そういう中での予算編成というふうな問題でございまして、あと細かく減債基金の問題とか財政の問題、基金の運用の問題等のご質問もあったのかなというふうに思いますが、もしご必要でしたら、担当課のほうから述べさせていただきたいと思っております。

それから、趣旨質問の中で、滞納とか未収金に対する根本的な考え方、これも担当のほうから述べさせていただきたいと思っております。

大きく、9月に議員から提案をいただいた平和都市宣言、早速12月に議案を出させていただいて平和都市宣言をさせていただいたわけでありまして、平和に対する理念ということでございますが、議員が考えている平和というものと、いわゆる我々が考えている平和というのは、大きく当然理念とすれば差がないわけでありまして、日本の国民あるいは下田市民、だれでも平和というものについては同じ考え方を持っているということでございます。

会派の要望として上げられました、特に中学生の広島・長崎での平和行進、これへの参加等、この辺も議論は、議論というか、我々の中では協議をさせていただいておりましたが、教育委員会とすれば、特に平和都市宣言というものに対して少し考え方を持っているようでございますので、後ほど補足の答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

平和都市宣言に絡めて、環境という問題もご質問がありました。特に車両等の導入というものにつきまして、今回大分予算をつけさせていただいた中で、当然、今、国が求めているエコの関係というものについては、それぞれの所管課で配慮した購入というものを予定しているというふうに思っております。

広域行政の問題でありますけれども、それぞれの町でも、施政方針、町政方針がしっかり

述べられております。それぞれが独立した行政運営というものにかなきゃならないという強い言葉が述べられているわけでありまして、広域につきましては、当然今、下田市が絡んである一部事務組合というのは4つございます。プラントの組合がありますし、消防組合もありますし、斎場組合がある。特に1市5町で取り組んでいる一部事務組合というのは、共立湊病院の組合があるわけでありまして、なかなか6つの市町の長の合意というのは、特に一番今回大変難しかったのは病院問題のことです。常に議論は我々6人でしっかりしながらいくんですが、それぞれの首長の考え方というのが、なかなか今回は一つにまとまらなかったという点が今の共立湊病院の問題に絡んでいるということで、大きな反省とともに、しっかり努力しなきゃならないという今認識を持っているところでございます。

あとの関係ですと、健康とかスポーツ問題もちょっと触れたような気がいたしますが、私書きとめた中で特に答弁漏れがありましたら、ご質問の中で答弁しなきゃならないものがあつたら後で答弁させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私のほうから、特に平和教育、平和都市宣言の関係についての追加答弁ということで少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、学校では、社会科を中心としまして、戦争の悲惨さあるいは平和のとうとさ、こういうことを学んでいるところでございますけれども、私は、平和教育を国際理解、こういうような視点で考えていくことも大事ではないかな、このように思っております。そういう点で考えますと、この下田というのは本当に国際理解を通して平和を求めていくあるいはその意識を高めていく、そういう姿勢を示していく、その点では歴史からいっても大変適当なところではないか、このように考えております。そういう意味で、平和教育につきましては、今まで以上に充実をさせる、こういうことで対応していくということが大事ではないかなと、このように思っております。

そういう意味で、今回平和都市宣言、これが採択をされました。今、私たち教育委員会では、平成9年以来、13年ぶりとなる「郷土読本しもだ」、この改訂作業に取り組んでいるところでございますけれども、この中に、さきに下田市が採択した平和都市宣言、この文面も盛り込んで、下田市が平和都市宣言これをしっかりして、市民ともども平和について願っているんだと、こういう意思表示をしていくことも大事ではないかな、このように考えております。発行につきましては、来年6月ごろに「郷土読本しもだ」が改訂されて、そしてこれを小学校3年生以上に配布する中で、下田の歴史とあわせまして国際理解、国際平和、こう

ということについて再度学校で学習をしていくと、こんなことも今考えているところでございます。1冊今のところ800円ぐらいになるかなと思いますが、ぜひ発行の折には議員さんにも購入をお願いできればと、このように思います。

それから、私のほうで、子供を取り巻く環境についてというご質問の中で、特にいじめ、不登校、これについてのご質問がございましたので、多少お話をさせていただきたい、このように思います。

まず、いじめに関してでございますけれども、平成20年度の文部科学省の調査によりますと、いじめの認知件数、これにつきましては約8万5,000件、こういう数字がございますけれども、前年より約1万6,000件減少していると、こういう統計的な数字が出ております。この数字につきましては、発生件数から認知件数、こういう状況になりました。また、いじめの定義のほうも変わりました、「精神的な苦痛を感じているもの」、これをいじめと、こういうようにとらえるようになっております。静岡県の場合は、小学校で平成20年度2,455件、中学で2,075件と、こういう状況でございます。下田市では、20年度に小学校で103件、中学校で20件、こういう数字が出ております。今年度平成21年度、小学校で70件、中学校18件、これは12月末の数字でございますけれども、昨年同期と比べますと、昨年同期も小学校で70件、中学校18件、こういう数字が出ておりますので、下田市の場合は現在のところ横ばい状況にあると、こういうように認識をしております。

ただ、先ほど申しましたように、いじめの定義につきましては、精神的な苦痛を感じているもの、これをいじめとするということでございますので、必ずしも、この件数がすべて深刻な状況にあるものであると、そういう状況ではございません。けんかをしてあるいは嫌な言葉を言われた、そういうことも申し出等あって、あるいは教師が見つけたときにそれを1件というようなカウントも当然中にはございます。

それから、2番目の不登校の関係でございますけれども、これにつきましては、出現率ということで見てみますと、国では小学校が0.32%、中学では2.89%、静岡県では小学校0.41%、中学校3.07%、下田市におきましては、平成20年度、小学校で0.08%、中学校で3.66%、こういうことになっております。21年度、今年度でございますけれども12月の数字でございますが、小学校で0.08%、中学校で0.82%、こういう数字になっております。昨年の同期は、人数でいきますと小学校では同人数、中学校では20人から今現在5人という状況ですので、中学校におきましては昨年と比べました同期につきまして大幅な減少と、こういう状況になっております。

下田市の取り組みですけれども、小学校時代から不登校傾向の兆候あるいは保健室登校あるいは遅刻・早退等にも十分気をつけておりますし、不登校傾向の子供の場合、一人一人の指導の記録を作成して、そして不登校傾向の子供につきましては中学校にも引き続いていく、そういう傾向も見られるという状況の中から、記録の引き継ぎを小学校から中学校にしっかりと引き継いでいこうと、こういう取り組みもしてございます。また、どうしても学校に行けないそしてまた学習の面でも心配だ、いろいろと指導を受けていきたいという、そういう子供に対しまして、適応指導教室等によりまして対応をしております。これによって登校できるようになってきている、こういう子供もおります。そのほか、市内の小中学校の生徒指導担当者による研修会これを開催しまして、実態の把握あるいは対策について話し合っ、個に応じた対応をしていこうと、こういうことで取り組んでいるところでございます。そのほか、問題等あったときには迅速に関係機関、特に賀茂児童相談所と相談をしまして対応をしていく、あるいはスクールカウンセラーをすぐに対応していく、あるいは臨床心理士の先生との面談・相談、家庭保護者との面談・相談、こういうようなことも取り組んでいると、こういう状況でございます。

ほかのご質問については、また担当の課長のほうから答弁をさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、大黒議員さんからは、子供を取り巻く状況の中で、先日お示しさせていただきました再編計画の中で子ども課の設置等も必要ではないかというような記載があったということ、そしてあと、保育所と幼稚園の再編につきましては26年ということになっていますが、その間にこういうことができるのか、そしてあと、食育教育について食べ残し、私のほうとすれば3点ぐらいあったかなと思います。

まず最初の子ども支援課というようなものをつくったらどうかということですが、今回、19年に子ども育成係ができたわけですが、この目的と申しますのは幼保一元化を担当する業務というようなことでつくられたものでございます。私ども学校教育課の子ども育成係につきましては、就学前の児童の教育と保育、その面についての担当をしております。そういうことから、幼児教育そして保育をやっているわけですが、福祉の部分の児童福祉の中の保育というようなことで、児童福祉にかかわる子育て支援あるいは障害児福祉ですとか乳幼児医療等、そういうものと福祉事務所と私どもと同じ厚生労働関係の業

務が分かれているという部分がございます。そういうことから、今、子育て支援が非常に叫ばれている中で、今後福祉とより協調してやっていかなければならない、十分に組み込んでいかなければならない部分があるというようなことで、今後そういう一元的に対応できる課を考えていったほうがよいというようなことで、中間報告の中には記載させていただいたというようなところでございます。

もう一つ、26年度に認定子ども園、幼稚園を中心とした認定子ども園、保育所を中心とした保育所、この3形態の認定子ども園化をという計画をつくらせていただいたわけですが、26年ということでございます。あと4年という中で非常に地域の方々、保護者の方々にご理解をいただくことに最大限の努力を払っていきたいと思っております。

また、子供の安心というものも、この計画の大きな意味合いを持っております。といいますのは、毎回答弁させていただいておりますが、耐震性のない施設が多い、そういうものをなくしていくということでの子供の安心・安全を確保するんだと。そして、多様な保育ニーズに対応できる保育プログラム、教育プログラムを提供できるんだと、そういうようなことから、この計画をつくってきておりますもので、何とかこの4年間でなし遂げなければならないというふうに私どもは考えております。

そして、最後の食育の関係でございます。これにつきましては、先日、どのような食育教育をさせていただいているか、また、地産地消の食材をどのように活用させていただいているかについてはお話しさせていただきましたが、食べ残しについてでございますが、これは学校の食べ残しについては調査させていただいております。例えば、ヒジキ等を使用した場合の食べ残し、そういうものがあつた場合には、ヒジキが直接目に入らないような、例えばサラダ、コロッケ等に加工する工夫とか、そういうようなことで次回のヒジキを使った献立を考えると、そういうことをしているというようなことでございます。

また、運動会等残暑のとき、そういうときには非常に子供たちの体が疲れているということで食欲がないような状況があるようです。そういうことから、健康状態を確認する必要があるというようなことで、栄養士が給食の時間に訪問指導させていただくというような対応もさせていただいているということでございます。

また、学校によっては、子供たち自身が給食委員会というものをつくってありまして、各クラスでこのような食べ残しがあるというような報告をまとめて発表することによって、クラスの中で給食に対する認識を深めるというようなことで、できるだけ好き嫌いなくいろいろなものを食べるような、競い合いではございませんが、子供たちも一生懸命に給食を食べ

るといような現象もあるといようなことで努力しているといようなことでございました。そういうことから、子供たちの給食に関しまして多方面から対応させていただいているというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 市の財政の問題につきましてのご質問でございまして、平成22年度、積極的型の予算編成となったということございまして、その内容と理由についてと、過去に年度当初からこのような基金の大幅な積み立てがあったのかといようなご質問がございました。さらに、基金の推移と起債残高の推移についてのご質問でございますけれども、まず、積極的型予算編成になったといことの理由でございますが、これは、施政方針の中でも市長のほうからお話あったわけでございますが、一般会計におきましては、平成13年当時と比較いたしますと約12億円の減額とはなっておりますけれども、ここ数年の一般会計の状況から見ますと、平成21年度の予算に比べまして4億1,400万円、5.0%の増額といふうな形になっております。先日も静岡新聞のほうに県内各自治体の当初予算の状況が表で示されておりますけれども、その中でも、5.0%という意味は自治体の中でもかなり高いほうではないかといふうに考えております。

歳入につきましても、昨年度に比べまして4億3,867万円の増となっております、これにつきましては、歳入のさまざまな制度利用を図りましてこのような増額になったものでございます。例えば、国のエコ支援策による補助金制度の有効利用とか、あるいは民間保育所の耐震化の問題につきましてもそういったような補助金の活用とか、地方交付税の問題につきましても、臨時財政対策債これらの増額を見込ませていただきました。

一方、歳出におきましては、投資的事業におきまして前年度に比べて約1億2,000万円、平成21年度との予算の一体性を考えますと約2億円の増額となりまして、かなり投資的な経費のほうに回っているといことから、積極的型な予算編成になったといことで認識しているものでございます。

積立金の問題につきましては、今年度平成22年度におきましては、財政調整基金、これは通常繰越金とかそういったものを財源として年度途中でかなり補正がありますけれども、今年度は1億1,200万ほど年度当初から積みせていただきました。これにつきましては、保証金免除、繰上償還の効果額を目に見える形で財政運営したいといことで、当初予算から基金に積みせていただきまして、ただ、年度の歳出財源の中には当然基金の取り崩しといふの

も予定されておるわけでございますので、そういった意味では、丸々積み立てるということではございませんが、そういう形でしっかりと財政運営をさせていただいたということでございます。

庁舎の建設基金につきましても、平成21年度に引き続いて当初予算から1億円ということでございます。庁舎基金の問題につきましては、これまで年度当初からこのような大きな金額を積んだ記憶は私ございません。

それから、さらに都市計画事業基金で、将来のまちづくりということで1,000万円を基金に積ませていただいております。こういった中で、基金についてはかなり平成22年度予算の中では年度当初から大幅な予算を組ませていただいたということでございます。

また、基金の推移でございますけれども、これにつきましては、平成12年度の石井市政が誕生した当時の決算以降で見ますと、平成12年度決算以降の9年間の決算剰余金の累計額が22億4,000万円となっております。この中で、財政調整基金と減債基金の積み立ての累計額13億円でございます。累計では決算剰余金の58%を積み立てておりますので、平成14年度の不足、これは既に解消しているということでございます。

ちなみに、基金につきましては、繰替運用という形でも運用させていただいている経過がございますけれども、これについても議会等のご指摘がございまして、例えば土地開発基金の関係につきましても、平成20年度から3,000万を超える金額で返済をさせていただいているところでございまして、健全な基金状況になっているというふうに考えております。

一方、起債残高につきましては、平成12年度の決算と比較いたしまして約50億5,000万円、20%の減額になっております。起債残高につきましては、施政方針の中でも資料として23ページに「各会計における公債費残高」という数字を示させていただいておりますけれども、これをごらんになっていただきますとおわかりのとおり、集中改革プラン等の効果もございまして、かなり大幅な減額になっている状況が見受けられるというところでございます。中でも、ちなみに平成22年度末の起債残高、一般会計で82億7,334万1,000円、全会計では193億9,000万円ほどとなる見込みでございます。ピーク時の平成12年度末の起債残高と比較しますと、251億円から57億円余りの減少となっているところで、これは再三再四、市長のほうからもご発言がございまして、財政の健全化目標、平成18年度の中期財政見通しで掲げました、平成22年度までに200億円以下とするという目標をさらに6億円余下回るような見込みとなっているものでございまして、着実に財政の健全化に向かって進んでいるという印象を持っているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほどの抜本的な滞納対策というんですか、滞納対策については抜本的に解決できる方策はないというふうに私は考えておまして、一つ一つの案件が個々の状況によってすべて異なるものですから非常に難しいということでございます。

今までの滞納は、突発的なけがとか病気とか失業などによって生活環境が大幅に悪化し滞納となるケースが多かったのですが、最近は経済の低迷から給与の減少、失業、そして個人事業者などには、長い不況によるお客の減少で経営が悪化してもちこたえられなくなって破綻してしまうというようなパターンが続いております。これらの現象は下田市ばかりでなくて、現在の日本経済の構造的なものではないかというふうに考えております。

このような不景気の中で必然的に滞納者は増加しておまして、徴収の業務は困難を極めておりますけれども、個々の納税者の状況を的確に把握して、法律に照らした事務を進めていきたいなというふうに思っています。

滞納が改善されていないのではないかというような質問でございます。20年度の、昨年の滞納繰越額でございますが、市税で約9億円、国保税で5億1,000万円ありまして、14億1,000万円ということになっております。下田市の徴収率の悪い一つの一因は、滞納繰越額が大きい、たくさんあるということで、バブルのころの大口の案件が債権を確保するために抵当権等があっても差し押さえたままになっている、こういうものでございまして、大口の案件については滞納整理機構ができたものですから、ここにゆだねて、換価価値がないというふうな形で連絡があったものについては執行停止とか欠損処分、滞納繰越額をそういう形で減らしていった徴収率アップを図っていきたいというふうに考えております。

また、滞納者の担税力があるというふうな形でうちのほうが判断した場合には、速やかな滞納処分を行って、スピーディーに滞納整理を進めていきたいなというふうに思っております。

それから2番目に、2係ができたというような質問で、その結果はどうだという話でございますけれども、22年度中の取り組み状況なんですが、差し押さえ件数では現在161件、今年度差し押さえしておまして、参加差押が13件、交付要求が38件、繰上徴収が21件ということで、この差し押さえした中で完結した件数ですが、150件で1,173万円ほど徴収しております。それで2月現在ですが、現年度は0.16%上がっておりまして、過年度は1.4%の成績が上がっております。

それから、滞納整理機構ができたけれども、負担金と徴収実績はどうだということでございます。20年度は15件移管しまして、徴収実績が544万8,500円ほどでございます。負担金が310万円ですが、精算金が37万円ほど戻ってきておりますので約270万円のプラス、今年21年度は15件を移管しましたが、ただいまのところ1,104万4,300円ほど戻ってきております。負担金が310万円で、精算金のほうが46万円ほど戻ってくるという報告がありますので、今年は840万円ほどプラスになっておりまして、滞納整理機構が非常に大きな力になっているのではないかなというふうに思います。

それから最後に、特別徴収者の割合ということでございます。20年度の表を見てみますと、普通徴収が8,306人、特別徴収が5,064人ということで、大体特別徴収の人数が37%ぐらいでございまして、特別徴収義務者が680名ということでございます。市県民税については、22年度に準備を進めて、23年度からは全事業者が特別徴収になってもらおうという形で進めていきたいなということで、これは滞納整理にも、徴収率アップに大きな力になるのではないかなということでございまして、現在、国税ですと源泉徴収という格好で言っていますけれども、みんな国のほうがちゃんと払ってくれるけれども、市県民税についてはどうでもいいんじゃないかなという考え方を持っておりますけれども、法律的には徴収しなければならないというふうになっていきますもので、これを実行して徴収率アップを図っていきたいなというふうに考えております。

税務課からは以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 車両購入等のエコ対応についてのご質問でございます。

市役所の本庁舎内におきましては、総務課では各課の共用車として7台車両を管理しております。また、各課においても配属車として20台の車両を管理しておりますけれども、来年度ですけれども平成22年度において普通車4台、軽自動車2台の買い換えを予定しております。この後、平成22年度予算でご審議をいただく手はずとなっております。新たに購入する車両6台のうち5台の車両につきましては、国の補助金や自動車重量税の減税が受けられる、いわゆる環境対応車への買い換えを、残りの1台につきましても、これは13年超の補助基準に達していないということで国の補助金は受けられませんけれども、自動車重量税の減税が受けられる環境対応車の買い換えを予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課の関係でございますけれども、政府のCO₂ 25%削減の目標ということで、具体的に通知が来ているのかというようなご質問も一つあるかと思っております。通達は来ておりません。それで、最近の温暖化対策に対する動きと申しますと、昨年12月にCOP15という、コペンハーゲンで国際会議がありまして、これ192カ国ですか、参加して、そこへ鳩山首相も行って25%の宣言も再度された状況があります。この会議は京都議定書に次ぐ国際協定を結ぼうという動きでしたんですけれども、結局、いろいろ科学的に分析した数値に目標を立てるということが、なかなか約束がみんな国際的にはできなかったということで、最後まで新興国との紛糾ということでまとまらなかったというのが現状でございます。

そこで、庁舎として、また、市としてのCO₂の削減に対する行動と対策というご質問もあったかと思っております。この点につきましては、京都議定書を受けまして法律ができました。これがそういう削減を推進するための法律「地球温暖化対策推進に関する法律」、これに基づいて各行政におきましては、地球温暖化対策行動計画を策定していきなさいということで、下田市におきましては昨年ですか、更新策定をいたしまして、21年から25年の5年間の目標ということで計画を立てております。この計画は、市庁舎の、また、市の事務、業務の中で組織として、また、施設として、温暖化防止をどう進めていくかということのを計画しているものでございます。この計画におきましては、19年度を基準年といたしまして、25年までに5%、市から排出する温室効果ガスを減らしていくと、こういう目標を立てております。具体的には、数値的には19年度におきましては約8,500トンの排出をしておりまして、これを8,100トンにおおむね下げるという目標で計画を立てております。

そういう中で具体的な対策といたしましては、電気料の削減、照明とか空調、冷暖房の温度の調整、照明の調整、事務機器、また、ノー残業デーとかという、そういう部分のことも削減対策にしているところです。また、今エコカーのお話がありましたけれども、車の燃料使用の削減をしていくとか、また、水道の使用についても小まめに自動水栓というようなことも必要だというようなこともあります。また、廃棄物につきましては、分別収集、また、有料化による減量、資源ごみの回収と、こういうことを計画としているところでございます。

また、市民への呼びかけの件でございますが、この点につきましては、日頃の広報の中でも訴えていきたいということ、そして環境基本計画の中の1項目にこれから考えるわけですが、低炭素社会への取り組みというような項目も一つ設けまして、そこへ市民とか滞在する方々の省エネ対策ということを明示いたしまして、交通手段の見直しとかエコドライ

ブとかエコクッキングとか、そういういろいろな具体的なことを計画の中にも入れまして市民に周知をしていくと。また、環境の講座というものを開くようなことも計画することも対策ではなかろうかというようなことで現在考えているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 消費者行政活性化のための基金でございます。消費者の安全で安心な消費生活の実現を目的に、地方公共団体が行う消費生活相談等の支援が実施されるというものでございます。下田市においても、基金を活用し消費生活相談業務の充実を図るということで、県等で実施します消費者相談に関する研修に相談員の方々を参加させまして、より高度で専門的な相談に対応できるようにレベルアップを図っていきたいと考えております。

また、パソコンや録音機器の購入によりまして、相談に対する的確な助言や迅速性の強化を図っていきたいと考えております。

また、相談件数の伸びや相談内容等を考慮しながら、消費生活相談窓口の開設日数等も拡大の考えを入れていきたいと考えております。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） もう一つ、すみません、ご質問で答弁漏れておりましたので答弁したいと思います。

現在の環境対策課の今のスタッフで、いろいろな地球規模な課題に対して対応できるのかという、そういうご質問でございます。確かに市庁舎全体で見ますと、現行の行政事務はいろいろな多岐にわたって複雑になっておりまして、私が言う立場ではないんですけれども、現況スタッフでは各課厳しい状況だと思えます。そういう中で皆さんが努力して知恵を出して工夫して対応されていると。私の課も一緒でございます。

それで、うちの課といたしましては、議員さん言われるように、温暖化対策、そういう実行計画の推進ということ、また、基本計画の作成と、2カ年でするわけですがけれども、加えて、ヒノキ沢の産廃問題とか、また、一般廃棄物の減量の課題とか不適正な処理の問題とか、いろいろ取り組むことが多々来年22年もあるわけございまして、こういう状況を私の課といたしましては訴えて、スタッフの充実、また、再考をまた検討していただければということと要望しているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） すみません、一つだけ答弁漏れに気がつきました。病院組合の職員派遣につきましては、1月の運営会議の中で合意がされまして、2月の病院組合議会で承認をされているところでございます。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。ここで休憩したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

10分休憩いたします。

午前 1 1 時 2 2 分休憩

午前 1 1 時 3 2 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、10番、大黒孝行君の一般質問を続けます。

10番。

10番（大黒孝行君） 丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございました。いろいろと私の聞きたいことの抜けた部分を、あえてまた意図として語られなかったのかわかりませんが、その分が抜けた部分も含めて再質問させていただきます。

まず、教育委員会のほうですが、係の中で子供たちの現場に立ち会っている先生方を管理しているという答えでとりましたもので、先ほど弗素洗口の保育所、幼稚園での対応というものが、以前は幼稚園と保育園でそれぞれ違った見解がなされておりましたが、その分の指摘をさせていただいたんですが、答えがございませんでしたので、もう一度お願いします。

それから、中間報告ではございますが、我々、全協で示された内容というものはかなりショッキングな内容でもあるし、スケジュール的にこれは本当に大丈夫かいなと考えていますもので、その辺のご決意と、また、いつまでに計画が市議会に諮られるようなタイムスケジュールになっているのか、まずお聞かせください。

それから、食育のほうなんです、せんだっての田坂さんへのお答えで、地産分、地消分ということで40数%の食材を使っていると。この仕入れ先がいろいろ、ふれあいなんとか直販所とかという話があったんですが、多くは各業者の青果市場を通してとか、そういう関係になるかと思うんですが、その辺のパーセントで、これが地物の大根、ハウレンソウとニンジンだと、そういう確定の上で地産地消40数%の数字を出されたのかどうか、ご確認をいたします。

それから、社会教育課のほうで、スポーツとの関係で、子供たちも含めまして、今、市民の健康増進、健康予防、そういう観点から体力測定をして、市民が気楽に自分の体力は今どれぐらいのレベルにあるのかとか、そういうことを定期的に確認し合う、そして、その上でいろいろな健康の注意ができるとか、健康に対する意識の啓発、啓蒙になる、そういう形でスポーツを通したものをとお考えいただきたいと言ったのですが、そのお考えに対するお答えもございませんでした。健康増進課でよかったのか、ゲートボールだ、グラウンドゴルフだ、カラオケも含めて、福祉等もいろいろありますが、そういうことでそれぞれに健康は保っております。健康と市民の境で皆さん頑張ってくださいしておりますが、それをもう少し、主体的な市の運動として取り組んでいく、そういうお考えを双方にお伺いをいたします。

それから、今、ゲートボールはグラウンドがございしますが、グラウンドゴルフをやる場所がないと。グラウンドゴルフをやる場所、そういうものを、これは芝生があればベターだそうでございますが、芝生があるような環境のあるところを、それで南高の跡地という話もあったんですが、あれはちょっと使えないなという話で、何かそういう場所があれば、管理運営すべてその仲間でやるそうでございますもので、そういう土地の提供も考えてあげる、そういうお気持ちがあるかどうか、まずお聞かせをいただきます。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは幼保再編の関係、食育の関係についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、確かに議員さんおっしゃられますように、先日本示させていただきました計画につきましては、保育所の4園、幼稚園の2園を一つの認定子ども園にまとめ上げるというようなことで、非常に今までの幼保一体化施設というものとは全く違った発想というようなことで、確かにショッキングなプランかなというふうなことは思います。しかしながら、幼保再編につきましては、十数年来、庁内あるいは市民の方も巻き込んで議論されてきたことございまして、何回か計画等がなされておりますが、それがいずれもなかなか実現できなかったというふうなことがございます。もう後がないというふうに我々は腹をくくっているつもりでございます。といいますのも、本当に少子化が進んでいること、そして10施設のうちの7施設について耐震性がおぼつかない、子供の安全確保がとれない、そういう中から、これは必ずやり遂げなければならないというふうに考えているものでございます。

そして、食育についてでございますが、地産地消については46%ほどの食材を、何だった

でしょうか、すみません、週間の名前を忘れてしまいましたけれども、そういう食育に関する週間というものがございまして、その週間の間に使った食材が46.6%の食材というようなことでございます。ですので、年間を通じて、できるだけ地産地消の食材を使うような努力はさせていただいているんですが、その数字については週間における数字ということでございます。

また、仕入れ先でございますが、これは、賀茂地域の農産品を集めるというようなことを青果市場さんに努力していただいております。それ以外にも、申し上げましたようないろいろな、稲梓にあるとかあるいは河内にあるような市場から仕入れをさせていただいているものがあるというふうなことで申し上げさせていただいたものでございますので、特にニンジンについて何%とかそういうことではございません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） スポーツ関連のことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、体力テストでございますけれども、これは3年間の中で2回実施をしろという規定がございまして、本年度はお休みの年でございますけれども、昨年も実施をいたしました。これは、広報等で呼びかけまして、各年代別の方たちにご参加をいただいております。20年度に実施いたしましたのは、38名、19人ずつだったんですけれども、ここには、まずお医者さんを配置させていただきまして、本日の体力テストに臨む健康診断をしていただいで、その上でクリアされた方が体力テストのほうを実施していただきました。これを県のほうに報告しまして、県あるいは国レベルで、何歳以下の人はこれくらいの基礎体力があるよというような報告書をいただいております。

それから、最初の質問のほうもお答えさせていただいてよろしいでしょうか。表彰関係ございましたけれども、これは下田市のスポーツ祭というところで、1年間大変いい成績をおさめてくださった方たちを表彰しております。この表彰要綱は、体育協会の規約の中にございまして、体育協会加盟の団体から推薦のあった方々を表彰するという規定がございまして、今、議員さんのほうから、落ちている人もいるのではないかというご指摘もございまして、協会に加盟していないというところで落ちている方もいらっしゃると思います。それは事実でございます。特に小学生部門が、私も落ちているんじゃないかなということも感じておりましたので、今、関係の機関の方たちといろいろお話をさせていただいているところでございます。

ので、すみません、本日はこういう答弁をさせていただいて申しわけないと思うんですけれどもお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 弗素洗口のご質問ありましたけれども、こちら、私たちのほうは、実施するほうの立場からでございますけれども、現在は幼稚園、保育園の園児は実施しております。学校のほうは協議が調っておりませんので、実施していない状況でございます。

それで、また、健康増進のほうのご質問があったと思いますけれども、健康増進のほうでは、ゲートボール、グラウンドゴルフ等まではいかないんですけれども、健康フェスティバルというのを今年度から始めまして、先ほど言われた体力測定などの、本格的ではないんですが、そういうものも含めて実施しております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） グラウンドゴルフをやる場所がないということでございましたけれども、現実、確かに吉佐美グラウンドと敷根グラウンドをお借りして練習それから試合等を行っております。ただ、本当に皆様の努力で、毎年毎年、何チームか誕生しておりますので、本当に毎日使うということが不可能な状態でございますので、練習等するには非常に困難だなということは思っております。

ただ、稲生沢川の土手のところですか、改修して、あそこの練習とか、本年度、会長から聞いているお話ですと、大沢のほうもチームができて、そちらは地区で、少しでもあいているところがあるとそういうところで練習をしているというような状況も聞いております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） スポーツ関係には、私の知らないところで一生懸命やっていると、こういう認識をさせていただきます。もう少し私の耳に入るように、広報をしっかりと、余り目が悪いもので、広報「しもだ」、あれは目が痛くて読まないものすみませんが、見忘れておりました。すみませんでした。

それから、ただいまの生涯学習課長の、団体からの推薦があって表彰規程に載ってくる

という、そういう話でございまして、そこに加盟していないから推薦漏れになった、表彰漏れになった可能性はあるということで、ぜひ体育協会ですか、下田市でいろいろな面で子供たちも含め、青年、壮人、少年、それらが気持ちよくスポーツをする仲間というものは、一つにまとまっているいろいろな行動ができて、下田の元気を具現して、せめてマラソン大会は県の、もうちょっと上がるぐらいの取り組みを心がけていただきますように要望しておきます。

それから、弗素洗口の件は、幼稚園も既に始まって、パーセントがわかれば教えていただきたいというふうに、幼稚園は教育委員会の所管だと思っておりますのでお願いします。あればね、手元に。弗素洗口の利用率100%じゃないはずですよ、希望者だから。それは間違いないですね、私どもはかなり批判的にずっととらえているものですから。とりあえずそれをお願いします。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 弗素洗口につきましては、幼稚園、平成20年度から実施させていただいております。そして、利用率といいたまいますか、一応保護者の方にご案内をさせていただきまして、保護者の了解をいただいたお子さんに実施しているというようなことで、ほとんどのお子さんが実施しているというふうに聞いています。すみません、何人がやっていないかというところまでは把握しておりません。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 大変子育て支援係ができて、幼保の中で弗素洗口がかなり進行した、進められたと。これは結構なことであろうかと思えます。もっとほかにもございますが、先ほどの食育の関係ですが、食育週間のみのパーセントが40数%だと、そういうことでしたが、この週間というのはどれぐらいの日数を年間でやっていらっしゃるのか。週間だから、5日間か4日間をやるという、そういうことでよろしいんですか。それをひとつお答え願えますか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） すみません、先ほど週間の名前を忘れてしまっていて、ふるさと給食週間と申しまして、これは6月に実施されているもので、21年度につきましては6月22日から26日までの5日間でございます。この間の地場産品の使用割合ということで46.6%でございます。申しわけございませんでした。

議長（増田 清君） 10番。

10番(大黒孝行君) 誤解をいたしまして、大変高い数字だなと思ったもので、あえてお聞かせをいただきました。私が、田坂さんにお答えをしている答弁を聞き漏らしたのだと思います。大変失礼をいたしました。地球環境保全、農地の荒廃を防ぐ等と、いろいろ各議員から議論がございます。この地産地消を進めるアイデア、それが消費者の側にあり、また、生産者側にあるのか、どちらがあるにしろ、それをはぐくんでいく、育てていく、そういう行政としての取り組みが必要だと思いますが、その一つの大きな消費場所が給食だと、こういう観点でとらえていますもので、積極的な値段等の調整もありましょうが、市長にかけ合います。給食費の補助金を出していただいて、また給食費が出れば丸々出費はないはずでありますから、グレードを上げて、安心して安全な食品を召し上がっていただいて、健康な子供たちに育てていただく、そういうことを要望して質問を終わります。

議長(増田 清君) これをもって、10番 大黒孝行君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位5番。1、下田市内の医療問題について、2つ、下田市の臨時職員に関する諸問題について、3つ、旧南豆製氷所の登録文化財抹消について。

以上3件について、2番 藤井六一君。

2番。

〔2番 藤井六一登壇〕

2番(藤井六一君) 通告に従いまして、私は、下田市の地域医療の問題、下田市の臨時職員の処遇に関する問題、それに旧南豆製氷所の登録文化財抹消問題、この3項目について順次質問をさせていただきます。

まず、下田市の地域医療問題についてお尋ねいたします。

現在、下田市内で開業している医療機関は、内科、外科、小児科など一般の診療が19施設、ほかに眼科2施設、産科、皮膚科、各1施設、合計23施設で、うち入院できるベッドを備えている施設は3施設、そのベッド数は合わせて23ベッドとなっております。この23ベッドのうち8ベッドが産科用、2ベッドが心臓病の急患用、一般患者用のベッドはわずか11ということ。開業医の数だけを見ますと、下田市内には23の医療施設がひしめき合っており、

一見満たされているようにも見えますけれども、その実態は一般の入院患者用のベッドが11しかないという医療過疎地であります。こうした中で、下田市の医療はどのようにして保たれてきたのでしょうか。私は、共立湊病院の果たしてきた役割が非常に大きかったのではないかと考えております。

まず、健康増進課長にお尋ねいたします。

下田市内から共立湊病院に入院、通院した患者、入院患者が年間2万人、通院患者は約4万人、いずれも延べ人員ということでございますけれども、詳しい資料がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

私が指摘したいのは、こうした実績のある共立病院が平成23年3月31日、来年の3月いっぱい指定管理者の契約が満了になるということでありまして、今のところ次の指定管理者は決まっていらないようですが、来年3月までの残された時間を計算しますと、医療の空白は避けられないのではないかと危惧しておりましたところ、昨日、鈴木議員の一般質問の中で、市長が「医療の空白は起きない。地域医療振興協会の理事長が約束してくれた」と、そういう意味の答弁をされました。当面の心配はなくなったと、内心ほっとしたところであります。

しかし、まだ幾つかの問題点は残ります。これは共立湊病院組合固有の問題でありますので、私どもが余り深入りすることはできませんが、関係者から伺ったところによりますと、地域医療振興協会は、共立湊病院が探している次の指定管理者が見つからないときは、一定の期限を設けて医療のつなぎはする、入院患者ら医療を求めている地域住民を放置することは絶対にしないというお考えのようであります。また、地域医療振興協会は、指定管理者が決まらなると判断したとき、下田・賀茂地区の医療圏内で現在の共立湊病院所在地以外の場所に病院施設を建設しこの地区の医療を守ると、そういう考えでおられると、そういう情報もあります。いずれにいたしましても、共立湊病院の次の指定管理者が決まらなければ、この問題は次のステップには進まないように見えます。このことは、日常、共立湊病院を利用しております下田市民にとっても非常に関心の高い問題であります。

市長にお尋ねいたします。

市長は常々、医療の空白はつぐらな、そのために努力していると言われておりますが、地域医療振興協会がつなぎをしてくれるというこの期間、一体どのくらいの期間を想定されておられるのでしょうか。次の指定管理者が決まるまでという、そういうアバウトなものでしょうか。理事長さんと約束されたということですが、約束されたのは、その日はいつだったのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、救急医療についてお尋ねいたします。

下田地区消防組合の資料によりますと、21年1月から12月までの1年間に出勤した救急車の回数は2,672件、搬送人員は2,474人に上っております。このうち共立湊病院に搬送された患者は1,522人で、この数字は救急車が搬送した全患者数の実に80.7%を占めております。いかに多くの救急患者が共立湊病院に搬送されていたかがわかります。

ここで市長にお伺いいたします。

医療の空白は当面避けられたようではありますが、指定管理者契約、来年3月31日で終わります。指定管理者契約は、これまでの条件、現在行われている条件ですね。これまでの条件どおり更新、延長されるのでしょうか。それとも、指定管理者の契約の変更はしない状態で延期されるのでしょうか。このように下田市内から大勢の救急患者が現在搬送されております。この契約の更新時に救急業務に支障が生じないよう、特に留意していただきたいと思っております。市民の生命・健康を守る立場にある市長のお考えをお聞かせください。

下田市内の県立下田南高校跡地に新病院の建設計画が進んでおります。しかし、中核病院の建設計画には、市内の医療機関の多くが反対しているようであります。病院が近くになるという利便性を喜ぶ市民と、中核病院の進出で経営が圧迫されるのではないかと危惧する小規模医療機関、この間に立って、市長は市内の医療機関の方々に今後どのような協力を求めていかれるおつもりなのか、お考えをお聞かせください。

次に、下田市が共立湊病院に繰り出す2,000万円の特別負担金についてお尋ねいたします。

昨年12月の定例市議会で可決されましたこの事業は、大久保婦久子先生ゆかりの方から指定寄附された2,000万円を、まず下田市から共立湊病院組合会計に繰り出し、病院組合会計はそれを受けて聖マリアンナ医科大学の寄附講座に全額を寄附し、新病院の医師確保に便宜を図ってもらおうというものでした。ところが、指定管理者が突然辞退したため、聖マリアンナ医科大学との関係がなくなり、寄附をする理由が消えてしまい、その結果2,000万円は現在事実上宙に浮いた形になっております。

担当課長にお尋ねいたします。

この寄附金は、大久保婦久子顕彰基金に積み立ててほしいという名目で送られてきた3,000万円のうちの2,000万円で、下田市は、この2,000万円は病院組合に送られてきた指定寄附分だとしておりますけれども、医師確保というそのために使ってくださいという指定寄附を裏づける寄附者の採納願は届いているのでしょうか。もしあるようでしたら示していただきたいと思っております。

下田市には、寄附採納事務取扱規程があって、その第3条、第4条には「担当課長は、寄附に関する事務を統括し、寄附の採納によって行政運営に支障を来さないよう適正な事務処理に努めなければならない」と規定されております。今回のこの寄附の取り扱いは、この規定どおり適正に処理されたと思っておられるでしょうか、お尋ねいたします。

さらに、この規程の第8条では「重要又は異例な寄附を受けるときは政策会議にかける」としてあります。今回のこの寄附は、私は異例な寄附に当たると考えておりますが、政策会議にかけて協議をいたしましたでしょうか。協議をされたということであるならば、その政策会議ではどのような協議をし、どのような結論が出されたのかお尋ねいたします。

続いて、市長にお伺いいたします。

共立湊病院規約を見ますと、第12条に経費の支弁方法が規定されております。診療報酬、介護報酬、使用料、市町の負担金その他とあって、これらの規定にない事項は関係市町の長の協議によって決めるとあります。また、臨時に経費を必要とするときの負担金の割合は、長の協議に基づき組合議会の議決を経てから決めるとあります。この病院組合規約を見る限りでは、組合経費は特定の市町が単独で負担できる仕組みにはなっていないように思われます。下田市だけが特別負担金を支出するというのは不公平だと思いますし、何より病院組合規約に違反していると思われませんが、このことについて市長のご見解をお聞かせください。

寄附には、一般寄附、指定寄附、負担つき寄附などがあります。今回の寄附は指定寄附ということですが、いずれにしても受取人は下田市ということになります。共立湊病院は、下田市の直営病院ではありませんから、下田市が、共立湊病院が経営する病院の医師確保のためと指定された寄附を受け取ること自体、いかがなものかと思えます。また、下田市がこうした形で受けた寄附を別の法人格を持つ共立湊病院組合会計に繰り出すということ、これもいかがなことかと思えます。この予算措置の方法、違法だったのかあるいは適法だったのか、この寄附に関する事務取り扱いをしてきた担当課長のご見解をお聞かせください。

また、この問題では監査請求が提出されております。これに対し監査委員は「共立湊病院に対して行われた予算措置は適法に行われた。下田市に損害を与えたとは言えない」と回答しております。一旦下田市の会計に入ったお金は市の公金であります。もしこれが支払われなくてもいいというお金だったとしたら、下田市に損害を与えたことにならうかと思えます。市長のご見解をお聞かせください。

次に、昨年12月の定例議会の一般質問で、下田市の臨時職員の雇用条件など処遇問題を取り上げましたが、その後、当局がこのことについて検討したとか改善したとかという情報は、

私には全く聞こえてまいりませんでした。議会と当局の間で一般質問が形骸化し緊張感が消えてしまっているようなので、議会の活性化のためにも、この臨時職員の問題、あえて前回に引き続き取り上げさせていただきます。

前回も指摘したとおり、地方公務員法はその第22条第5項で、臨時職員を1年以上継続して雇用するのは違法だと規定しております。しかし、市町によっては違法を承知しながら人件費の安い臨時職員の長期雇用を続けているのが実態であります。下田市でも、前回私の質問に対し担当課長は「違法性はあるかと言われれば違法だ。しかし、こうしたことをしているのは下田市だけではない。下田市が違法を認めれば収拾がつかなくなる」という趣旨の答弁をされております。

そこで、改めて担当課長にお尋ねいたします。

地方公務員法第22条第5項が規定している下田市の違法状態、その後改善されたでしょうか。改善されていないとすれば、違法状態は今も続いているということでしょうか、お尋ねいたします。

私のこの質問に対し、違法であってもやむを得ないところもあるので余り触れないほうがいいのではないかという見方をする方もおられます。私は、臨時職員をなくせと言っているのではありません。法律どおり長期の臨時職を整理しろと言っているのでもありません。違法でない方法で、長期雇用ができる仕組みはできないものかと言っているのではありません。

市長にお伺いいたします。

臨時職の方たちが晴れ晴れしい気持ちで楽しく働ける、そんな環境をつくっていきましょうというお考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

市内の幼稚園、保育所などが26年度までに統廃合されるという計画があるようです。現在、教育委員会傘下の保育所保育士、保育所調理員、それに幼稚園教諭合わせて76人になるようです。このうち正職員は42人、34人が臨時職だということでもあります。幼稚園、保育所の統廃合が計画どおり行われますと、当然職員の配置転換や人員整理が行われることになるかと思えます。この事業で職員76人のうち、どれだけの職員が残ることになるのか、逆に、どれだけの職員が整理されることになるのか、中でも臨時職員の処遇はどうなるのか。まだ先のことだと、そういうお答えをするかと思えますけれども、生計を立てている職員にすれば、先のこととか人ごととか、そういうことではないと思えます。特に、真っ先に整理される臨時職員、市長はこの厳しい雇用状況の中で臨時職が雇用されるということは、逆に喜ばれている、感謝されている、そういう答弁をされていたこともあります。私は、この職員問題、

市が人助けのためにやっているとは思いません。市の財政事情のために、やむなくこういう臨時職の雇用、こういう違法かと言われれば違法のような措置をしてやっている、そのように思います。ただ、臨時職員の場合、機構改革や事業の変更などで要らなくなったとすれば、その場で解雇されてしまう、そういう非常に弱い立場に立たされているわけであります。そうした弱い立場の臨時職員を何か救済していく方法はないものか、そういう手だてはないものか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

このことは、同じように清掃事務所にも言えることであります、清掃事務所にも長期の臨時職員が働いております。この清掃事務所でも焼却部門の業務、外部に委託する計画があるようです。この計画が進みますと、今、焼却部門で働いている8人の正職員の配置転換の問題が出てまいります。焼却部門の職員8人をごみ収集部門に配置がえすれば、収集部門の臨時職6人が押し出される形になります。市は、現業職員が退職しましても欠員の補充はしない方針ですから、数年後には、またも臨時職員を採用することになるわけであります。焼却部門の外部委託と同時に、収集部門の外部委託も考えることはできないものでしょうか。それができるならば、解雇される臨時職員、そうした職員の方々の救済にもなるかと思えます。市長のお考えをお聞かせください。

次に、旧南豆製氷所問題についてお尋ねいたします。

この建物は今、安全ネットをかぶせられたまま、ひっそりと建っております。一時は話題の多かった建物も、今では立ち寄る人の影もなく、まことに寂しい限りであります。

この建物は、現在有形文化財として文部科学省の文化財登録原簿に登録されております。しかし、登録申請した当時と比べまして建物の劣化が著しく進み、今後これを保存していくのは極めて困難という所有者の判断もありまして、今、教育委員会が登録抹消の手続を進めていると伺っております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

1点目ですが、この文化財登録は、だれが、何の目的で登録したのでしょうか。

2点目、文化財登録をしてどんなメリットがあったと思われませんか、お尋ねいたします。

昨年7月、教育委員会は、市長から登録抹消の手続を早急に進めるようにと指示を受けて、抹消の手続を進めてきたということですが、最近になって、国に提出する書類の作成がなかなか進まないという話もあるようです。

教育委員会の担当課長にお尋ねいたします。

所有者にかわって教育委員会が国に登録の申請書を提出した月日、その手続が完了して文

化財登録原簿に登録された月日、そして今回抹消の手續に着手した月日、それぞれをお聞かせください。

次いで、市長にお尋ねいたします。

建物所有者が行う抹消手續を教育委員会が代行して進めているわけですが、所有者の協力が得られないのか、ここに来て抹消手續が進んでいないようであります。その進まない理由は何だとお考えでしょうか、おわかりになるようでしたらお聞かせください。

最近、建物所有者から下田市の議会筋に、議員有志でもいいけれども、建物を保存してほしいという要望があるならば保存を考えてもいいという、そういう趣旨の連絡があったと聞いております。所有者の考えの中に保存したいという気持ちと取り壊しもやむを得ないという気持ち、この2つの相反した考えが交錯しているようにもうかがえます。最近、旧南豆製氷所を取り巻く環境に何か変化があったのか、市長、おわかりのようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

これで私の趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の医療問題でございます。共立湊病院に通院した数、入院した数ということは担当課長のほうからという答弁の求めでございますので、数字につきまして後ほど報告させていただきたいと思っております。

それから、2つ目のご質問でございました、医療の空白をつくらないために指定管理者をいつまでに選定すれば間に合うのかという認識は市長としてどうなんだかというようなご質問でございますが、今現在、指定管理者の選定作業を行っておりますが、例の国の耐震化の補助の問題等もありますので、できればこの3月、遅くとも4月ぐらいまでには結論的なものを出していかなきゃならないのかなということは、私個人の考え方でございますけれども持っているところでございます。選定をして、議決という問題も抱えておりますので、余り遅くなつてはいけないというところで頑張っているところでございます。

医療空白ができた場合に、先般、地域医療振興協会のほうとお話をさせていただきました。その中で、つなぎというか、医療空白はつくらないよと。指定管理者が別の法人であろうが、決まればいいんでしょうけれども、そこまでは我々が公益医療法人として責任は持ちますという理事長さんの言質をいただいたのを金曜日の議会でお話をさせていただきました。その中で、どのくらいの期間になるのかということは細かくはお話してございません。いわゆる

「空白はつからないよ。それは私どもが責任を持ってやるべきことである」という言葉をいただいているわけであります。ですから、地域医療振興協会のトップである理事長さんの言葉でございますので、それは空白期間をつからないという理解をさせていただいたということでございます。

理事長とのそういう約束はいつだったのかということにつきましては、3月2日でございます。直接、吉新理事長、小田医院長、事務局長とお会いして約束をしていただいたということでございます。

指定管理者がもし延長していただく場合には、これまでの条件で延長できるのかということとは、当然契約が来年3月31日でございますので、それまでの経過を見ながら引き続き23年4月1日からやっていただくようになれば、その辺のことはある程度の期間前に当然病院組合とお話ということになるかというふうに考えてございます。

あといろいろご質問がありましたが、もし病院がなくなって救急業務がストップしたというようなことについてのご質問だったと思います。それは、いわゆる空白がなくなるわけですから、今の湊にある共立湊病院がそのまま引き継いでいただけるというようなことで理解ができるというふうに思います。

あと、下田にこういう中核病院、今現在の湊共立病院が移転して建設されるということに対して、地元の医師の方の反対があるというふうなことも聞いているんだと。それに対して市内の医療機関とどのように向き合っていくかというようなことを、副管理者としてもどういうふうに考えているかということだと思いますが、当然、こういう二次救急をやる総合病院的な病院につきましては、検査とか入院だとかという、いわゆる地域の医療の中核となるべき施設でありますので、従来の診療所でやっていただきます、地域のかかりつけ医とか在宅医療管理というような形の中で診察を行っているというのが中心になるかと思えますけれども、あくまでそういう地域の医療機関と連携をしてやっていくのが一番ベスト、これは当然であろうかと思えますので、多分一昨年10月に賀茂医師会から改革推進委員会に医師会の考えというのが一応出ているわけでありますので、この辺を尊重して、なるべく地域の医療機関と連携がとれるような病院建設というのを我々は進めていかなければならないという認識を持っているところであります。

2つ目の、例の寄附をいただきました中での特別負担金の中で、細かくはいろいろ課長のほうにご質問が出ておりましたので課長答弁とさせていただきますが、私に対しては、特別負担金を支出するということについての規約違反というんですか、何かそういうことについ

での問題でございましたけれども、まず、大久保婦久子さんの関係者から、医師の確保のために寄附をいただけるということにつきましては、6人の首長の中で私のほうからお話をした経過がございます。こういう方々から医者確保のために寄附をいただけるということにつきましてはお話をさせていただきまして、関係町長たちは、それはいいじゃないかというようなご返事をいただいた経過がございます。

それから、これが特別負担金ということで下田市だけの負担金で、こういうことが規約違反じゃないかということにつきまして、後ほど課長が答弁すると思えますけれども、我々もいろいろ協議をさせていただいた中で、規約違反というふうには考えていないということでございます。

それから、下田市に損害を与えることになるのではないかとということにつきましては、我々は、寄附者の気持ちというのを最大限考えてやるべき寄附だというふうに伺っておりますので、特に監査のほうからも、これにつきましてははっきりした、損害を与えることにはならないという判断が示されておりますので、問題はなかるうかというふうに考えているところでございます。

下田市の臨時職に関する諸問題ということでのご質問でございましたが、昨年12月の議会でも臨時職の問題につきましては議員からご質問いただいたんですが、内容があのときも、臨時職を長期雇用することが違法であるからそれはだめだと言っているのか、臨時職をもっと守ってやりなさいという、ちょっと僕はよくわからない質問だったということで、その後、庁内でもいろいろ副市長とか課長なんかとも、どういう趣旨だったのかなということも協議した経過がございます。今日のご質問も、それにまた関連したようなご質問をいただいているわけなんですけど、私のほうには、臨時職員の方たちが気持ちよく働けるような環境をつくってやれと。それはよくわかります。正規職員がこれだけ数を減らしていただいた中で、それをしっかりフォローしていただくのが臨時職員の皆さん方という認識を持っているわけですから、楽しい環境づくりの中で、正規職員とともに一緒に頑張ってくださいというのは当然のことございまして、昨年4月の中でも先般の議会答弁でも申し上げましたように、臨時職員につきましては、有給休暇の見直しとか特別休暇を付与するとか、給与の問題それから勤務時間の取扱要綱を全面的に改正させていただくとか、こういうことにつきましては、臨時職の皆さん方に対しての市の姿勢ということをしっかりと示させていただいているところでございます。それから、健康診断の予算も毎年計上させていただいているということで、給与関係につきましても全職種につきまして見直しをするとか、いろいろな改善に努めさせ

ていただいております、そういう臨時職員の皆さん方にも働きがいがあるような環境づくりということをやらせていただいているということをご報告申し上げたいというように思います。

それに関連して、保育園とか幼稚園の施設の統廃合はこれから出てくるわけでありましてけれども、それに伴う余剰人員のことをご心配なさっているんでしょうけれども、この計画もまだ完璧に何がどうなって、どこをどういうふうに使っていくとか、いろいろな計画が出てくるわけですから、まだ今の段階では明言もできませんし、どういう形で職員の数の対応をしていこうかということは、今の段階では言えるような状況下の進展状況ではないというふうに思っております。

清掃事務所の関係で、このご質問も、焼却部門をまず外部委託という計画がある、これによって正規職員が何人か浮く、それが収集のほうに回る、収集のほうの臨時職員がはじき出されるというふうな、何か流れのご質問だったというふうに思いますが、まず、焼却部門の外部委託の計画というのは集中改革プランの中で検討された事項であります、包括委託ということになりますと結構委託費が上がってくるんですね。というようなことで、今、その辺は実行していこうという結論には達していない、まだ検討事項ということでございます。

それから、ご質問の中で、臨時職が収集のほうの臨時が余った場合、それがはみ出されてしまう、だから外部委託をしてそれを救済というのはちょっと変な理論でございまして、臨時職の救済のために行政の方向性とか政策を変えるとかそれを変更するとか、つくっていくべき問題ではないというふうに私は理解しております。

南豆製氷の問題が最後に出てまいりました。だれが、何の目的で文化財登録をしたのかということにつきましては、登録の申請者は所有者本人ということでございます。

それから、文化財登録をしてどんなメリットがあったのかということにつきましては、当時はこういう歴史的産業遺産というものをしっかり下田に残していこうという機運が大分盛り上がってきまして、それには、この伊豆半島の中で大変少ない有形登録文化財というのを、特に下田もなかったわけでありまして、こういう制度によって登録決定することが街並み景観の保存とか整備に弾みがつく、こういう当時は考え方がございました。しかしながら、今回抹消の手続を進めなければならないということになったことについては大変残念であるというふうに思います。

最後に、この関係の問題で、所有者からの申し出を受けて登録抹消をやっているわけでありまして、議員さんのほうに保存のことを、何か今度は逆に声がかかっているということは、

私どもは聞いておりません。そういうことについて何か変化があったということにつきましても、今のところ細かな情報というのは入っておりません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 健康増進課長名指しのものがありましたので、1点お答えさせていただきます。

下田市内から共立病院に入院・通院した患者は、詳しい資料があったらということでございますけれども、まず、最新のデータですと、21年度分の12月まで、要するに4月から3月のサイクルでやっています、12月末まででいきますと入院が1万3,171人、外来が3万9,662人で、1年間の最新ということになりますと1年前になりますけれども、年度の数値の最新のものは、20年度実績で入院が1万9,049人、外来が3万7,108人ということになっております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 大久保婦久子名誉市民のご遺族からの寄附金の関係でございますけれども、指定寄附を裏づける寄附者の採納願は出ているのか、あったら示してほしいということでございます。医師確保のために使途するということを遺言執行者が承諾したということを示した経過を示す書面はございましたけれども、医師確保のための指定寄附の採納願というのは届いておりません。

また、寄附採納事務取扱規程の中で「担当課長は、寄附に関する事務を総括し、寄附の採納によって行政運営に支障を来さないよう適正な事務処理に努めなければならない」としてあります件でございますけれども、下田市の寄附採納取扱規程を所掌する担当課長の立場として発言させていただきますが、これまで議会等の場におきまして再三再四説明されてきているとおり、諸般の事情を考察すればやむを得ない事務処理であって、適正に処理されたというふうな認識を持っているところでございます。

さらに、今回の寄附について異例な寄附に当たるのではないかと、あるいは重要な寄附に当たるため政策会議にかけて協議したのか、その政策会議ではどのような協議がなされ、結論を出したかというご質問でございますが、下田市の寄附採納事務取扱規程の第8条第3号は、「重要又は異例な寄附の場合は政策会議にかけるものとする」というものではなくて、重要または異例な寄附であって、その寄附を受けることの可否について政策会議に付する必要が

あると認められるときは政策会議に付議しなさいという解釈でございまして、今回の寄附につきましては、当初から採納を前提に話が進んでいたものでございまして、寄附採納事務取扱規程の第8条第3号の規定を適用する事案には当たらないことから、正式な議題として政策会議には付しておりません。

また、寄附金につきましては、別の法人格を持つ共立湊病院組合会計に繰り出すことについてのご質問でございます。この予算措置は適法なのか、それとも違法なのかということで担当課長の意見を求めているわけでございますけれども、この寄附金の取り扱いにつきましては、議員のご質問の中にもございましたように、昨年12月議会におきまして適法な手続によりまして議決され予算化されたものでございます。さらに、平成22年2月10日付、下監第9号によりまして、下田市監査委員2名の連名によりまして住民監査請求人代表者に対して通知されました「寄附採納事務及び共立湊病院組合特別負担金に係る下田市長に関する措置請求について」の文中におきましても、「本件寄附金を財源とする負担金の予算措置に違法性又は不当性は認められない」とはっきりと記述されていることでご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 昨年12月定例会の一般質問で、下田市の臨時職員の雇用などの諸問題について質問したけれども、これまでに検討、改善された点は全く見当たらない。昨年12月定例議会で指摘したとおり、地方公務員法は臨時職員を1年以上継続して雇用するのは違法だとして禁止をしていると。こうした議員の質問に対して担当課長は、「違法性はあるかと言われればある。しかし、こうしたことをしているのは下田市だけではない。下田市が違法を認めれば収拾がつかなくなる」という趣旨の答弁をしていたということで、下田市では違法状態は改善されたのか、改善していないとすれば、違法状態は現在も続いているのかというご質問でございます。

まず、昨年12月定例議会での藤井議員の一般質問に対し私のほうからは、「違法性はなかったのかと問われれば、必ずしも適切な方法であったとは言えないと言わざるを得ないと考えております」という答弁をさせていただいたところでございまして、「違法性はあるかと言われればある、下田市が違法性を認めたことになれば収拾がつかなくなる」という答弁はしておりませんので、その点、まずもってご了承をいただきたいと思っております。

確かに議員ご指摘の件につきましては、市長、副市長とも検討させていただきましたが、業務の継続性、雇用の確保、また、臨時職員の生計問題という問題から、なかなか最善の方

策を見出すには至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 私のほうから、南豆製氷所の文化財登録抹消の事務手続について答弁のほうをさせていただきたいと思います。

所有者より登録の申し出があったのは平成18年8月7日付で、翌8日に提出されました。登録文化財原簿に登録されたのは平成19年7月31日、抹消手続は、所有者より抹消の申し出があった平成21年7月25日に着手しております。現所有者からの申し出を受け、建物の現況を調査しましたところ、登録時よりもさらに劣化が進行し、一部壁面等が崩落するなど、大変危険な状態にあるということがわかりました。県の教育委員会文化課と協議いたしまして、昨年12月7日には文化庁に赴き事情説明を行いました。国民共通の財産として登録された文化財である建物を登録後わずか2年で抹消の協議を行うという点で、下田市としての対応や劣化の客観的な理由を強く問われることとなりました。目下、県教委とも協議しながら、これら課題に回答するため努力している状況で、あわせて現所有者に対しても事情を説明し、手続を進めております。

なお、文化財保護法には抹消の手続は定められておりません。所有者が建物の現状変更として届け出を行った後、登録文化財として登録してある状態で解体することになります。建物が消滅された後に登録の解除となります。したがって、所有者の社会的な立場も考慮しながら慎重に事務を進めている現状でございます。

手続としましては、今後文化財保護法第64号に基づき現状変更を届け出ることになります。届け出は所有者が行うということでございますので、その段階で所有者の署名、捺印が必要になるということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。ここで休憩にしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時 7分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

2番。

2番（藤井六一君） こちらのほうで希望していた答弁が全くありませんでした。したがいまして、聞きたいことを集中的に一問一答の形で、時間内続けさせていただきたいと思いません。

議長（増田 清君） どうぞ。

2番（藤井六一君） したがいまして、順序がばらばらになるうかと思えますけれども、まず、企画財政課長に伺います。

採納願を規定した事務取扱規程、この第8条、異例かどうかということ、私は異例だという判断で質問したんですが、そのことについて否定されたわけなんですけれども、第8条3項「重要又は異例な寄附であって、当該寄附を受けることの可否について政策会議にかける」と。先ほどの課長の答弁ですと、もう寄附は決定していたんだと。異例であるかないかは、もう決まっていたんだよ、だから政策会議にかける必要がないというように受け取れたんですけれども、私は、そういうものじゃないと思うんです。この採納願事務取扱規程、これは8条からスタートしているんじゃないんですよ。1条からずっといって、その中に8条があるんです。ですから、きちっと、この寄附がもらうべきものであったのかないのかということを経営会議でやるべきではなかったのか。なぜやれなかったのか、やらなかったのか、やらない理由が何なのか、その辺を伺います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの議員の寄附採納事務取扱規程の8条の解釈でございますけれども、これは、私どもは当初説明申し上げましたとおり、確かにこの寄附については重要または異例な寄附であることは間違いのないわけです。その辺の認識は共通していると思います。ただ、寄附を受けることの可否について政策会議に付する必要があると認められたというのは、これは先ほど申し上げましたとおり、この寄附につきましては、私の立場としては既に寄附採納を決定してあって、当初の経過はおわかりかと思えますけれども、既に入金がされてから、寄附採納の手続に入ったのはその後のことでございます、書類的にはですね。第8条の規定というのは、第1号、第2号に規定されているとおり、将来市の負担が発生してしまうようなおそれがある、市の財政出動を伴うようなおそれのあるような、そういった寄附、これについて一定の規制をかけている、そういう規定であるというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ここでやりとりしてありますと、それだけで時間がなくなっちゃいますが、今、答弁の中で負担つき寄附のことを言われていたと思うんですけれども、負担つき寄附は当然議会の議決が必要になるわけですよね。ですから、また別の問題が出てこようかと思えます。政策会議にかけなかった、それは時系列で見ていくというと、既に採納願があつてお金が来ちゃって、承諾するという文書も出ちゃっているんだ、その後の話だというように聞こえたんですけれども、ちょっとおかしいんじゃないですか、事務手続が。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 時間がないので先に進んでいきます。

いずれにしても、3,000万の寄附のうち、1,000万が大久保婦久子先生の顕彰基金口座、2,000万は指定寄附分としているんですよ。湊共立病院組合、これは一つの自治体なんですよ。はっきり言うなれば、河津町や松崎町と同じなんですよ、大きさは違っても。例えば、固有名詞使うのはまずいからあれですけども、A町という町で図書館をつくる計画があると。そこへ何とか蔵書を増やしてやりたいということで、下田市がA町の予算の中にお金を繰り出すことができますか。できないでしょう、これは。そういうことを聞いているんです。この3,000万は下田市の会計に入ったお金なんですよ。その3,000万のうちの2,000万が、おかしな形で湊病院組合の会計に繰り出されてようとしているんですよ。そこがおかしいんじゃないのか、違法性があるのではないか、適法なのかどうなのかということを知っています。お答え願います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今のご質問でございますけれども、地方公共団体同士の負担金、補助及び交付金のやりとりが違法なのかという、そういうご質問でございますか。そういうご質問であるとするならば、地方自治法232条の2、これによって規定されているわけでございますけれども、特段違法とは認識はしておりません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 232条の2項というのは、確かに市長の裁量によって、あるいは議会の議決によって行うことができると。だけれども、ただし書きがついていますよ。裁量だと

いっても、「自由裁量ではない」と書いてありますよ、はっきりと大きな字で。裁量権があるからって、やたらめたらにやられたら困るでしょう。だから、そうはできないということが書いてありますよ。ですから、自治法にうたわれているからそういうことができるというものじゃないんです。万やむを得ない場合、そういう逃げ道もあるという、そういう程度の意味合いだと思うんです。

それと、自治体が他の自治体等に寄附あるいは補助を出す場合、これも規定があります。下田市がよその自治体に対して補助をしたり繰り出しをしたりする財政力がありますか。ないでしょう。これはちゃんとそういうことを防ぐために、そういうことをやっちゃいかんということになっていますよ。それを超えてあえてやろうということであるならば、それはそれで結構です。僕は違うと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この寄附金につきましては、大久保婦久子先生が下田にゆかりの方であると、そういう事情が背景にあるわけございまして、まず下田市に寄附金を入れて、下田市を經由して医師確保のために共立湊病院組合で有効に役立ててほしいと、そういうご趣旨の指定寄附でございます。したがって、昨年12月議会において適法な手続によりまして予算措置をさせていただいたものと、こういうふうに認識しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） それは、2,000万円は医師確保のために使ってくださいと。医師確保のために使ってくださいという話が最初にあってであれば、なるほどとわかりますよ。途中からそういうふうになじ曲げちゃって、どうしても医師確保のために使わせてくださいと言って途中でなじ曲げておいて、そして「先方がこう言っているから採納願がなくなっちゃっていいでしょう」、じゃ、何のために採納願事務取扱規程なんてあるんですか。これは、そういうことを防ぐためにきちっと手続をとりなさいよといってあるんですよ。法律なんですよ、これは。ですから、その辺の説明が全くわからない。たとえ寄附者が下田市に医師確保のために使ってくださいと言ってくるんだったら、下田の手に及ぶところの事業であれば、それはいいですよ。全く別の人格の病院組合という会計の中にこっちが手を突っ込んでやれることですか。幾らそういう遺志があったとしても、それはできないことですよ、それは。

それで、先ほど市長は監査委員がどうのと言いましたけれども、監査委員が、僕は間違っていると思うんです、これは。この判断は間違っていると思います。そう書いてはなかった

けれども、この監査報告の回答を見ますと、寄附でもらった金だから下田市に実害はないと受け取れますよ、そう思いませんか。とんでもない話ですよ、これ。もらった金だから下田市に実害がないなんて、とんでもない話です。そのように受け取れますよ、この回答書を見ますとね。ですから、これは、手続上間違いがあったらあったで、後のことはどういうふうにするか別として、これは何も、神谷ち恵さんの相続執行者の方たちが病院組合に直接寄附してくれば一番よかったんです、何の問題もなかったんです、直接寄附してくれば。だけれども、それはできないと。関係のないところで、何で直接寄附するんですかということと断られたわけでしょう。最後までそれを翻さなかったわけですよ。3,000万を2,000万と1,000万に分けてくれと言われてもそれはできないと、最後まで断っているんですよ。なぜなのか、それは。神谷ち恵さんのご遺族の方、そういう方たちは直接寄附するいわれがないということを経済まで言われたわけですよ。それで、今、遺族の方々の気持ちを快く受けたと言われましたけれども、いろいろ聞いていきますと、快くでなくて、これ以上かかわってしょうがないから、自由にやったらいいじゃないですかということでしょう。投げやりだったでしょう、はっきり言って。そういう経過でこうなっていったんですよ。しかも、最後が、会計上余り 余りというか、違法な方法でこのお金が隣の町へ行こうとしているんですよ。しかも、貧乏な下田市が、何で隣の町を援助しなきゃならないんですか。町という言い方が悪かったかわかりませんが、隣の地方自治体を援助しなきゃならないのか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議員が、無理やり2,000万と1,000万に分けたということでございますが、これにつきましては、12月議会でも、るる本当に何度となく説明をさせていただきました。当初の出だしは、本当に地域医療の向上、医師確保、それからもう一つ、何とか下田に建設が予定されている新病院に大久保婦久子先生の作品を展示するコーナーをつくっていただきたい、そういう思いの中での4人からの寄附でございました。ただ、議員も言われるように、確かに寄附採納願は大久保婦久子基金ということで30万、4人の方の一人からそういう名称での……

〔発言する者あり〕

副市長（渡辺 優君） 失礼、3,000万、4人の方々からの代表者の名前で寄附願といいますが、採納願が出てまいりまして、何回も言っていますけれども、我々も本当にこれでいいんだろうかと。今までの経過はどうしたらいいんだろうという、大変気になりまして、それからるる説明しておりますように、いろいろ4人の方々との話し合いを持った結果、報告し

ているような結果になったわけでございまして、無理やり2,000万と1,000万に分けた、そういう意味のものじゃなくて、最初の出だしがそういう出だしから、3,000万が基金ということで来られたということの確認をした結果、でき得るならば、私どもも、2,000万、1,000万に分けていただきたいという思いはありましたが、これも前回に説明したとおり、法定相続人の関係があるからそれはできないけれども、了解をしたよという返事をもらったものもしっかりと記述いたしまして、皆様にも資料として閲覧していただいたという経緯がございます。決して、歪曲して、2,000万・1,000万に分けてではないということだけをご理解いただきたいと思います。

それから、法的な見解については、私も今、企画財政課長が申したようなことで間違いないだろうという判断を、大変申しわけないですけどもしております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） どうも強引に進めたいようですので、この短い時間の中で決着がつかないので、この問題についてはやめます。別のところで、ここにあります4人の執行人の中の一人、齋喜要弁護士に私は手紙を書いております。これで法的な見解を伺っております。この4人の中の一人です。私は違法だと思っています。違法なことを強引に押し通そうとしている、そのように解釈しています。この件についてはやめます。

それから、臨時職の件で、総務課長、先ほど「私はそういう答弁はしていない」ということでした。じゃ、どういう答弁をしたでしょうか。要するに、違法ではないということでしょうか。それは何か奥歯に物の挟まったような、どちらにもとれるような答弁をされましたけれども、違法ではないということなのか、イエスかノーで答えてみてください。違法なのか、違法でないのか。今、下田市がやってきたことが違法であるのかないのか。

それと、もう1点、市長は、前回の質問がよく意味がわからなかったと言っていましたけれども、意味は同じなんです。そうやって違法を承知して、当然正職員に働いてもらうべき仕事を、給料の安い、それは確かに改善はされたでしょう。改善されたとしても、今現在、両者を比べたら雲泥の差があるわけですよ。その雲泥の差がある臨時職員を長期に雇い上げて、そして正職員とほぼ同じ仕事をさせている、何のためか。市の一方的な理由でそうさせているんです。そして、それによって長期の臨時職員の方々は、口には出さないですよ、首になるのが怖いから。口には出さないけれども、犠牲になっているんです。ですから、その辺をいつまでもそういう状態にして置くのではなくて、何か正々と働けるような環境がつかれないものなのか。できないと言うんだったら、それは仕方ない。だけれども、何か方法が

あるんじゃないだろうか、それを質問しているんです。前回と同じです、全く。総務課長と市長にお伺いします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 違法かどうかということですが、確かに現在の雇用形態というのが法の要請するところの最善の方法というふうには認識してございません。しかしながら、2月末現在ですけれども133名の臨時の職員が現在おります。そういう中で、この問題につきましては、前回は申し上げましたと思いますけれども、全国の地方公共団体において、対応にいろいろ苦慮していると言っても過言ではないような状況ですよということで、そういう面でいうと、すごく大きな検討問題でございます。

平成20年6月を基準とした自治労の調査、これも12月のときに申し上げましたけれども、臨時・非常勤の平均の継続年数について、任用期間についてでございますけれども、勤続期間が3年以上の者の合計が全体の約31.7%、5年以上が17.8%、10年以上が6.7%、こういう方が長期継続となっている報告がなされているところでございます。いずれにいたしましても、臨時職員についても正規の職員と一緒に同等の仕事を頑張ってもらっているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 全国はどうでもいいんですよ。下田市の今話をしているのであって、全国がそうであるから、赤信号大勢渡れば怖くないというのは、そういう考え方でなくて……

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） 下田市はどうするかということを知っているんです、時間がないので残念ですけれども。

南豆製氷の問題、登録抹消の、登録抹消という言い方が正しいのか正しくないのか、先ほど課長の説明ですと、必ずしも正しくないようではありますけれども、いずれにしても、最終的には抹消ということになるわけですが、そこへ行くまでの間、計画の変更というんですか、そうしたものをとりあえず何回か出していかないと最終的な抹消にならない。それを出していくには、建物の所有者の名前で出さなきゃいかん。それで、市長は最初の答弁の中で、だれが登録したんですかという僕の質問に対して「それは建物所有者です」、確かにそのとおりです。そんな単純なことを聞いたんじゃないんです。建物所有者が本当に意味を持って

この登録をしたかということ、本当の登録が欲しかった人はだれなんだということも聞き取ったんです。その当の建物所有者が、今度抹消の書類に判こをつかないような話を聞いています、何カ月間も。書類はできていても判こをつかない、というのは、ついでにしまえばおしまいだということです。それで、先ほど議会筋ということを行いましたけれども、市長知らないはずはないですよ。副市長は知っていますよ、そういうことがあったということ。それで、副市長のところには要望書の原案までありましたよ。ありますよ、原案。知らないはずはないです。

議長（増田 清君） 1分前です。

2番（藤井六一君） とにかく建物所有者が壊したいという気持ちと、何とか皆さんが残してくれと言うなら私残しますよという、そういう気持ちと二通りあるんですよ、今。どちらにしようかと考えていると思うんです。それは、所有者の方がどちらにしたら自分が得かなということだと思うんです。ですから、あの南豆製氷という建物を取り巻く環境に、そういう変化があったのかなかったのかを質問しているんです。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 先ほど私が、議員さんに南豆製氷の所有者から残してもらおうような要望をされているのを知っているかと言うから、私はじかに聞いたことはございませんし、じかに所有者から、どなたが、どの議員さんがそういう要望を受けたのか、その議員さんから私は聞いておりませんので存じ上げませんと言ったわけです。そういう議員さんから、こんな要望書というふうなことを副市長に持ってこられたということは、副市長からは報告を受けていますが、私が直接要望を受けたという議員さんから話を聞いていないわけですからそういうことを言ったわけでありまして、だから、情報等は知っていますけれども、いわゆるそういう事実関係は知らないということを使ったわけです。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 臨時職員の関係でございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、議員ご指摘の件については下田市ではどうだということなんですけれども、これは、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、12月定例議会で議員からご指摘を受けまして、その後、市長、副市長とも検討をさせていただきました。そういう中で、業務の継続性、雇用の確保、先ほど言いました2月末までに、2月末現在ですけれども133人の臨時職員、この方たちの生計問題、そういう状況の中、なかなか最善の方策を見出すには至っていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、一般質問順位6番。1、ヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物許可申請等について、2、下田市林道管理条例の制定について、3、共立湊病院組合負担金（指定寄附分）2,000万円について、4、共立湊病院の移転新築問題と当市の救急医療体制について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議長通告どおり、順次質問をさせていただきます。

ヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物許可申請についてであります。

第1は、株式会社ワイティービジネスの処分業再開に反対する取り組み、特に県に処分業の申請不許可を求める取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

平成20年11月14日、株式会社ワイティービジネスは、下田市上大沢ヒノキ沢林道沿線にあります同社の焼却施設等の再開につながります申請書を県に提出したところであります。これに対し、直ちに市当局、議会、住民一体となって、地域の自然と生活環境を守るために、県に対するこの許可申請を不許可とするように、前回、前々回と同様の不許可とするように要請をしてきたところであります。平成21年6月1日には、1万2,000筆を超える住民署名をもって、市長自ら県知事のところに提出されたと思うわけであります。そして、平成21年9月17日に、市長初め、3区区長等は知事と面談をされました。知事は「許可取り消しから10年が経過し、業者は上申書を提出し反省している。地元の10年来の苦しみを思うと認めることはできないが、法的に困難である。そこで、地元で公害防止協定を結んで、これに一つでも違反したら直ちに許可を取り消しする、そういう条件を許可証に入れるので、業者と話し合いをしてほしい」、こういう見解であったということを明らかにされたと思います。私たち自然破壊と廃棄物公害を防止する住民連合会も、平成21年11月16日、バス1台で県庁に出向いたところであります。県民部環境局の次長らと交渉を進めてきました。廃掃法により、その業務に不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある、そういうときは不許可とするということが法律上明記されているわけであります。上申書1枚で、おそれが解消したと県は言うのでしょうか。平成17年、18年そして19年と、三たびにわたり不許可としてきたわけであります。なぜ20年になって県は許可をしようとするのか、この私たちの質問に対しまして県が出された回答は、とても納得のできるものではなかった

わけであります。そこで私たちは、今も不許可を求める署名活動をしているところであります。そして、市当局は、本年1月18日、県当局の呼びかけにより、総合庁舎で県当局の立ち会いのもとワイティービジネスと面談し、また、廃棄物リサイクル室長とも、説明会と称しまして質問を取り交わしているところであります。ワイティービジネス社の申請から既に1年以上が経過しているわけであります。これは、まさに私たち下田市民の根強い反対運動の結果であると、こう言えると思います。しかし、その一方で、年度内3月中には許可をするんだというような示唆を県当局はしているわけであります。

そこで、このような経過を市長はどのように認識されているのか、まずお尋ねいたします。

次に、本年1月18日の市長ほかとの説明において、ワイティービジネス社の申請に対し、これまで県から説明されていた「条件つきで許可をするという方針とは違う。許可・不許可は、いまだ県としては決めていない」という答弁をしているわけであります。こういう見解が示されました。住民との合意のない状況での県による許可はしないと、こう理解もできるわけでありますが、この発言に対する市長の所見を次にお伺いしたいと思います。

第3に、県民部環境局廃棄物リサイクル室長市川さんから、私たち自然破壊と廃棄物公害を防止する住民連合会への平成22年1月29日付回答書によりますと、「去る1月18日に事業者の説明会が開催され、謝罪の意思が示されたところであります」と言っております。市長はどのようにこれを考えているのでしょうか。しかも、1月18日の説明会なるものは、市長、議長等の関係者のみで、一般市民には一切知らされていないわけであります。しかも、その結果も新聞報道もされていないという、単なる内々の話し合いであって、ワイティービジネス社の住民説明会とはとても言えない内容であると言わざるを得ないと思います。1月18日の説明をもって本当に住民説明会を開催したと、こう理解されているのかお尋ねしたいと思います。

第4に、ワイティービジネス社は、代表取締役の吉牟田あや子氏の夫であります安弘氏、前代表取締役であっても、現在は役員でも何でもない人であります。その人が、森林の枯損については「可能性が高いことは認めるが、どこが原因だったとは言えない」、東電の送電線の断線事故についても「送電線が切れたことは事実であるが、自社とともに他社の煙も写真に写っていた。調停になったが、その後東電から何も言っていない」、無名川の黒い水の流出についても「ワイティービジネス社の灰の置き場が近くにあり、灰が原因でないとはいえないが、原因が確定しているとも言えない」と、こう答弁をしているわけであります。

このような発言をもって、市長はワイティービジネス社が謝罪し反省しているという判断

をされるのか。少なくとも、県当局がこれらの原因をどう考えられているのか、再びこのような産廃公害が引き起こされない保証はどこにあるのか、明確な回答を県に下田市長として求めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

第5に、川勝知事は、公害防止協定に一つでも違反すれば許可を即取り消すと言っておりました。このことについて市川室長は「一発で取り消しはあり得ない」と、こう市長に答弁されました。法に基づいて手続があることは当然のことであると考えます。市川室長の回答と県知事の表現と、どのように理解をされているのか、お感じになったのかお尋ねしたいと思えます。

第6に、県主催の200名程度の説明会の開催要望が、この席で住民の方から出されました。この質問に対し市川室長は「いまだ申請の判断をしていないこともあるので、ご理解をいただきたい。開催については持ち帰って検討する」、こう言っておりました。かつて、21年5月22日には、約100名で保健所に行き、不許可を求める要望活動をしてまいったと思います。それこそ200名を超える人々、バスで県庁まで出かけ、県知事と直接交渉をする、お話し合いをするというようなことが今必要であると思えますが、市長の所見を伺いたいと思えます。

第7に、黒い水、大雨のたびに発生します大量の泡などに対する原因は、このときの県当局のお話でも、その原因はわからないと答弁をしているわけであります。このような状況のもとで、市内ヒノキ沢林道沿線におけます産廃焼却等の処分の再開は、今後も、蓮台寺川、稲生沢川など県管理の二級河川の水質の汚濁等に重大な影響を及ぼすと心配されるわけであります。ヒノキ沢林道沿線全体の環境影響調査をする責任があると思うわけであります。責任のある機関に環境影響調査を依頼する、その上で初めて産廃処分量の許可がどうかどうか検討できる、こういうことにならうかと思えます。しかし県は、現在の環境基準に合っているので環境影響調査はすることはないと、こういう答弁であります。ぜひとも県市一体となってヒノキ沢沿線の環境影響調査をすべきではないかと思えます。この点について市長の姿勢をお尋ねしたいと思うわけであります。

次に、株式会社下田クリーンセンターの産廃中間処理事業についてお尋ねいたします。

同じヒノキ沢林道沿線でのこの業者は、下田クリーンセンター代表取締役、田村繁臣氏は、下田市大沢ヒノキ沢1711の155ほか2筆990平米、産業廃棄物の中間処理施設を日量5トン、月に破砕能力は122.5トンの処理場をつくるんだと、こう言っているわけであります。廃プラスチック、金属くず、ガラス及び陶器くず、紙くず、あるいは繊維くず、木くず等の9品目を破砕し、リサイクルをすると言っております。

そこで、下田市土地利用委員会は、いつこの申請を受け付け、どんな条件をつけて許可をしたのか、まずお尋ねしたいと思います。

この土地は、大伴産業関係者が持っていた所有地であると思います。大伴産業の処分場内の土地を990平米使うという内容になっていると思いますが、だれの土地であったのか明らかにしていただきたいと思います。有限会社大伴産業の土地であったとすれば、1万2,000平米もの余剰の産廃をそこに放置したままであるわけであります。これらのものが放置されたものがきっちり整理されないまま、再び同じ場所が、産廃場がここで営業されるというようなことは許しき、まさに問題であると思います。住民説明会をどのようにされたのか、お尋ねしたいと思うわけであります。しかも、この工事は、大伴産業が既に受けて完成しているという事態になっていると思いますが、いかがでしょうか。

平成21年7月21日、市役所中会議室におきます下田市土地利用委員会、対策委員会及び幹事会合同会議においての、この議事録の一部を紹介させていただきたいと思いますが、下田クリーンセンターの説明者が出席をしております。副市長が委員長ということであると思います。各担当課長が委員になっているという会議であります。委員長「林道を使用経路で計画しているため車両の件で伺いたい。搬入は4トン車、搬出は10トン車の想定でよいか」、こう業者に問うているわけであります。クリーンセンターの説明者は、「4トン車は利用者の車だ。10トン車は所有者で契約している。ある程度ストックしてまとめて搬出をする」、1日、大体10トン車は1台だと。4トン車は10台だと。ですから往復20台の4トン車がこのヒノキ沢沿線を往復するということになるかと思うわけであります。

委員が、この計画を認めると将来計画まで認めるということにつながるかと心配しているわけであります。委員長は「それについては切り離して考えるように説明者に対し問うてきたつもりである。行政としても、この手の施設は必要である」と。何がこの手の施設が必要なんでしょうか。将来計画とは切り離して考えなければならない、こう断定して、この議論をここで打ち切っているわけであります。

そこで、委員長である副市長にお尋ねいたしたいと思います。

まず、将来計画とは何なのか明らかにしていただきたいと思います。また、この手の施設が必要だと言う根拠を明確にしていきたい。

次に、委員は「6月市議会で指摘された林道管理条例規則等の調整に現在入っている。その中で、産業廃棄物搭載車の通過を認めないという方向で担当者は検討してきた。これを認めるということは、産業廃棄物搭載車の車両制限ができなくなってしまうが、それでよい

か」と、こういう質問を課長が委員長に投げかけているわけであります。委員長の答えは「やむを得ないと考える」、こう言っているわけであります。まさにこのやりとりは、何を意味しているのか。市長及び副市長のお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、平成22年2月12日付で、一部の市議会議員のところの下田市林道管理条例案が送られてきておりますが、今議会に提案しないということになったようであります。どのような理由で上程しないことになったのか、お尋ねしたいと思ひます。

また、平成21年6月議会にて、副市長は「現在、ヒノキ沢林道を大型車が通れるような道路の状態ではない。林道の管理についても検討していく」と私に答弁されました。この答弁に照らしまして、7月21日での土地利用委員会での見解はどういうことになっているのか、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

第3に、共立湊病院組合負担金（指定寄附）2,000万円の予算執行についてどうされるのか、市長のお考えをお尋ねしたいと思ひます。藤井議員が先ほど質問した点ではあります、そもそも執行できない予算を組んだ責任をどのようにお考えになっているのかと、こういうことであります。

それで、会計管理者兼出納長に、まずお教えいただきたいと思ひます。負担金とは一般論としてどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

そして、共立湊病院の特別負担金は議決がされているのでしょうか。議決されていないと思うわけであります。地方自治法232条3「支出負担行為」、つまり債務の確定のないものを支出することは違法で、できないわけであります。市長は、債務の確定していないものを支出させるということになれば、支出した職員は違法なことをした、罪人をつくるということになると思うわけであります。そのような命令を市長は発するの、お尋ねしたいと思ひます。

この予算の執行は、ほうっておいたら何もできないわけであります。遺志は、大久保婦女子基金へ2,000万、合わせて3,000万のお金を積むというのが寄附者の意図であります。しかし、百歩譲って、これが市長が言うとおり、病院への、聖マリアンナ大学へ寄附するんだ、医師の招聘のためだと、これが正しいとしましても、そのことの事実が消え去ってしまったわけですね、辞退して。支出しようがないわけであります。したがって、できる方法は、特別の積立金制度を下田市につくって、そこに積んでおいて、きっちり支出することができる事態になったら支出をするか、あるいは寄附者の意図が完成できない、執行できないわけですから、寄附者をお願いして寄附者に戻して、寄附者から直接共立湊病院に寄附していた

だくか、そういう手だてしかとれないと思うわけであります。それ以外の手だてをとった場合には、会計法及び法律に、自治法に従って違法な措置をしたということにならざるを得ない。下田市に寄附された2,000万円を他の自治体であります一部事務組合共立湊病院に寄附するということであれば、2,000万円の損害を下田市民に与えたと、こういうことになるわけですから、その賠償責任を問わざるを得ない、こういう事件に発展していく内容を含んでいるんだということをきっちり当局は理解すべき内容だと思うわけであります。

次に、共立湊病院の移転新築問題と当市の救急医療体制についてお尋ねしたいと思います。

共立湊病院は、皆さんもご存じのように、国立病院、療養所の再編によりまして、公設民営の全国最初の事例として、下田賀茂1市5町1村で構成する共立湊病院組合に移譲されまして、管理を公益社団法人地域医療振興協会に指定して、平成9年10月1日に開設され、今日まで運営されてきたと思います。8診療科、154ベッドの運営をしているわけであります。耐用年数40年と言われる病棟が既に築35年を経過し、南高跡地の新築が計画されておりましたが、新病院を運営することになっておりました医療法人が指定管理を辞退されるということになりました。そして、公益社団法人地域医療振興協会との契約期限は平成23年3月末日となっているわけであります。

市長は「医療の空白をつくらない」、こう明言され大変心強いわけですが、それを具体的に進めていくためには、地域医療振興協会ときっちりとした契約を結んでいかなければならないと思うわけであります。組織と組織の関係、単なる個人と、責任者と責任者の関係で措置されるような内容ではないと思うわけであります。したがって、23年3月までのこの契約を地域医療振興協会理事長とお話し合いになって、いつ契約更新をする予定なのか、その内容を明らかにしていただきませんか、病院がなくなるのではないかという心配はどうしても消し去られないと思うわけであります。

それで、何よりも、共立湊病院が賀茂地区及び下田地区に果たしております役割をどのように市長はお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

私の考えでは、共立湊病院は下田市民にとってまさに救急病院であり、福祉支援、人間ドックと予防事業、僻地対策、災害対策医療、診療所と協力しての地域医療の水準を高めていくという、まさに役割を果たしている中核病院、なくしてはいけない病院であると思うわけであります。

そして、何よりもこの経過の中で問題なのは、医療収入で建設費用、元利償還金をすべて賄うという、まさに小泉構造改革路線に沿った、この路線が破綻をしてきたと、こういう内

容を含んでいると思うわけであります。したがって、その再検討が必要ではないかと思うわけであります。その再検討なくしては、公募条件ですべて実施せよということでは、交渉の時期を既に逸しているという事態になっているというのは、だれしものが認めるところだと。一部の議員しかそういう立場に立っていない、多くの人たちがそこを心配しているところであると思います。

また、共立湊病院改革推進委員会、平成20年11月21日に8人のそれぞれの方々が答申をされておりますが、その中の救急体制について、現在の状況を勘案すれば次の方法が有効であると、こういう答申をされております。一次救急については、一定の決まった場所に休日夜間救急診療所を設け、一定時間診療を行う方法が考えられる。また、二次救急についても、共立湊病院の限られた医師のみで対応することは限界があるので、医師会の協力を得て共立湊病院内で一定時間、例えば夜間18時から23時まで、開業医の皆さんの参加を得て第一次救急の対応を行うと同時に、重症者は病院の当直医師が対応する方法を検討すべきである。その際の経費については市町村も負担すべきであると考え、こう言われているわけであり、24時間対応できる病院づくりが必要である、救急医療の機能を高めることが必要であるともつけ加えております。

そこで、第一次救急及び第二次救急の当市の実態はどうなっているのかお尋ねしたいと思っております。1時間30分も待たなければお医者さんに診てもらえないというような事態が続いているのか、解消されているのか明らかにしていただきたいと思っております。

また、第三次救急とドクターヘリの夜間使用等についても、今話題になっているところがありますが、どのような働きかけを県に市長としてされる予定なのか、明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、一次救急体制の確立のため休日夜間救急センターの実現など、賀茂医師会との協力はどのように進められているのか、また、消防組合の救急隊との協力体制はどのようになっているのか、あわせてお尋ねしたいと思っております。

以上、趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） まず、産業廃棄物許可申請の問題につきまして、今までの経過を市長はどのように認識しているのかというご質問がございました。

今までやってきた経過は、県知事のほうから要請がありました。その辺を伝えるために、

地元の方々との話し合いに入ってきたわけでありますが、私自身も今回の問題につきましては、地域の方々の切実なる今までの苦しみということを十分認識させていただきました。この中で、一番いい方法というものをつくっていかなきゃならない、こういう気持ちで今いるわけであります。

県の考え方と、これは、県は許認可権を持っているわけでありますから、最終的には一番強い部署であります。しかしながら、同じ県民という立場で、下田市、市民を代表して市長という考え方で当然県のほうには絶対反対ということはこれからも伝えていきたい、これは、基本的には変わっておりません。それで、実は先般の、今、議員のほうからご説明がありました、初めてワイティービジネスという会社の説明を聞く機会があったんですが、その中では、私自身も業者に対する不信感というものを感じました。もっと突っ込んだ説明等があるかと思ったんですが、単なる施設の説明的なものに終わってしまっているというような形でした。

それで、実は1月31日に知事が下田に来られたときにお会いいたしまして、15分ぐらいでございますけれども、今、下田がこんなふうな形で市民の方々との話し合いに入っている事実それから業者の話も聞きました。県のほうからの説明を聞いた、この中で知事の言っていた、いわゆる違法があったときには一発許可取り消しという問題につきましては、県の説明ではその辺が少しづらついているよと。これは、沢登議員もその場にいらっしゃって話を聞いていました。この質問に対しては、私自身が県のほうにぶつけたわけですね。それに対して県のほうからは、一発では許可取り消しができないと。いわゆる指導とか勧告とかという手続を経て取り消しに向かうんだというような発言があったものですから、それじゃ、知事が言っていることとあなたたちが言っていること違うんじゃないかという私は不信感を持って言ったことがあります。この辺のことを知事に直接詳しくお話をさせていただきました。そうなりますと我々は、今の手法でもって地元との公害防止協定を結んで、それを許可の条件の中に入れるということに対して大変不安感を持ちましたということで、このような対応ではなかなか私も地元の方々との話し合いも大変厳しいということで、もう一度、地元の代表と知事と私が入った場を設けていただきたいという申し入れを1月31日にいたしました。なかなか知事も忙しいのか、その辺で会ってどういう返事をするのか、対応を苦慮されているのではなからうかと思いますが、先般、県のほうからも日程調整という話が入りましたので、今それを詰めているところでございまして、地元の方の代表と知事のところへ行って、もう一度、あくまで許可を出さないでいただきたいという話をさせていただきたいと、今、

こういう思いでございます。

やはりワイティー側の説明というものについては、何か物すごく不信感を持ったのは事実なんですね、私自身も。ですから、その辺は、幾ら県のほうに上申書が出たということで、今までの不許可を県がしてきた行為と、業者の姿勢は余り変わっていないというふうに、見た感じあるいは話を聞いた感じでは受けておりますので、その辺は知事との面談の中ではしっかり話をしていきたいなというふうに思っております。前の業者が、社長がかわったからって生まれ変わったというような納得できる説明ではなかったと、こんなふうに考えておるところでございます。

それから、県のほうで、森林枯損の問題につきましても、大変反省をしているというような話があったという業者の話が、議員のほうにも何らかのときの回答であったというふうなことでございますが、こういうことも踏まえて、知事の面談の中で少し整理して、いろいろな問題につきましても当然担当部局も立ち会うでしょうから、その辺も踏まえて話をしてみたいというふうに思っております。

それから、県のほうに大人数で行って反対というような行動につきましては、これはまず、知事に会って、知事がどのような考え方をまた述べられるかということで、持ち帰っての対応になるのではないかなというふうに思っております。

黒い水が出るあるいは大雨のたびに発生する大量の泡、こういうものがあって、県・市が一体となって、もう一度環境影響調査をすべきではないかというご趣旨でございますけれども、これは、市とかこの辺がやるということじゃなくて、新たに産廃施設を設置する場合、申請者がまず環境影響調査をしなければならないというふうに思います。あるいは、県とか市が影響調査をする法的根拠というのはないようございまして、環境影響調査をする必要というものになれば、公害防止協定がもし結ばれば、その中に業者にそういう調査をさせるという約束はとることができるのではないかなと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、株式会社下田クリーンセンターの関係のご質問が出ましたが、これも担当のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

林道管理条例、これにつきましても担当の答弁にさせていただきたいと思えます。

あと、例の2,000万の指定寄附の問題につきましては、会計管理者の出納室長のほうから負担金というものは一般論としてどういうものかというご質問でございますので、それは担当のほうから報告させますが、先ほども藤井議員ともども、沢登議員も違法であるというよ

うなことを追及されているわけでありますが、私の先ほどの答弁では、違法とは解釈していないというような答弁をさせていただきましたので、これによって進めることによって、職員に法を犯させるという感覚というのは全くございません。そういうつもりでやっていきたいというふうに思います。寄附をしていただいた方の気持ちというのもまず第一優先、そしてそれが、市が今やろうとしている行為が違法であるか違法でないかということも大事なことということで、両方がしっかり説明できるような執行をしていきたい、こんなふうに考えています。

共立湊病院の関係の質問でございましたが、空白期間ができなくなった約束がとれたことは朗報であるというふうなご指摘、これはまず間違いなくいけますので、議員のご質問がありました、じゃ、23年4月1日からの、もしそこが空白になった場合の事前の契約ということをおっしゃったんですね。これは、当然指定管理者の契約更新という中での方針がありますので、これは私がどうこうというものではなくて、病院組合、構成市町の長とこの辺の話をして、そういうことでいいのかどうなのか、こういう議論が始まって契約時期等のお話に入っていく問題であろうと思います。

それから、公募条件ということが大変無理だというような形でございますけれども、これは、でも、我々6人の市町の長が改革推進委員会のほうにお願いいたしました結果、この公募条件が出されて、これでいこうというのが6人の合意でもってスタートしたというのが基本でございますので、これでいくというのが先般の地域医療振興協会にお願いする場合にも、1月20日の日に6人の首長が合意をして、地域医療振興協会にそのようなお願いをして入っているということで合意をされたことでございますので、翌日の21日に地域福祉振興協会のほうにお願いにいった、この合意はまだ変わっておりません。ですから、これで言っていることを今は進めているというのが現状の形でございます。

あと、一次救急、二次救急、ドクターヘリの関係につきましては、また担当のほうから述べさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 1点目の下田クリーンセンターの中間処理事業について、土地利用委員会ではどんな条件で許可をした、承認をしたのかということでございます。

これにつきましては、議員も述べられたように、面積的には990平米ということで、これは本来ですと土地利用委員会で審議をする案件以下の事例でございました。しかしながら、これだけの問題を起こしているヒノキ沢沿線の議案でございますので、慎重に公の席で議論

をしようじゃないかということで、あえて土地利用委員会の議案として審議をしたものでございます。

そうした中で、どういう条件をつけたかといいますと、これは承認事例でございますので読ませていただきます。まず1点目は、搬入搬出経路となっている林道及び市道の維持管理については市の指示に従うこと、2点目、慣例法令に基づく手続を確実に行うこと、3点目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し関係する許可承認の写しを提出すること、4点目、通学路に当たる部分の大型車両の通行については、台数、時間帯等を考慮すること、5点目、施設の稼働前に地域住民に対し、設置目的、事業計画等について十分な説明を行うこと、6点目、事業実施報告書を毎年提出すること、7点目、施設設置完了後には写真を添付の上、完了届けを提出すること、8点目、本承認は中間処分場の設置及び運用についてのみの承認であり、将来計画としている事業に着手する際には、改めて事業実施計画の承認申請を行うことと、こういう条件をつけて承認したものでございます。

そうした中で、幾つかの質問でございますが、まず、大伴が受けて完成したのかということでございますが、土地利用委員会の中では請負業者は1,700万ほどかけて大伴産業が請け負うという説明がありました。

それから、土地利用委員会の幹事会、委員会の合同会議が行われまして、その中での質疑の中で幾つか質問がありました。

まず、この手の施設の必要性ということで、私が必要であると述べたことについてはどういう意味を持っているのかということでございます。産業廃棄物の処分というのは長年の懸案事項でございました。先般も鈴木 敬議員から、一部の中には下田市で公の最終処分場を持つべきではないかという意見もあるよと。確かに、これは経過としてはございました。しかしながら、答弁もいたしましたとおり、所有者の権利関係、100人を超える共有名義の土地ということで、大変相続関係が複雑で、断念した経過がございます。しかし、行政としては、前々から下田市から発生する産廃、一廃もしかりですけれども、これは当然に責務として下田市で処分できたらいいというのが行政側の考えでございます。しかしながら、種々事情によりまして現在は一廃の灰も含めて県外へ処分をお願いしているような状況でございます。今回、土地利用委員会で審議いたしましたのは5トン未満ということで、本来は今言いましたように、形状も変えない土地の中で施設を設置する、それで中間処理というリサイクル事業だった。議員も言われていたように、コンクリート殻とか発泡スチロールとか木くずとか紙とか、そういうものをリサイクルして活用しようという施設でございまして、破碎

処理施設でございました。そういうことからして、これについては私が、本来ここばかりではなくて幾つかの施設があるわけございまして、数年前には赤間白浜線の沿線にも1カ所、中間処理施設、破碎処理でございましたけれども出てきまして承認した経過もございまして。基本的には下田市で出る処分すべきものについては下田市で処分したいなという思いの中でそのように述べたものでございます。

それから、将来計画とは何かとの質問でございますが、これも、議員も言いましたように、違法処理をされた1万2,000立米を何とかしたいという申請の中で説明がありました。しかし、これはまた別の問題であると。まして、これは県の許認可の問題であるから、この土地利用委員会の場では審議しないと。これをやるんだったら、これはまた別の時点で正式に申請をするべきだということで、将来計画については審議の対象外であるということを行ったということでございます。

それから、土地利用の中でさらに私が、委員の1人から、これを認めると将来林道管理の中で車両制限が難しいという発言がありました。これは確かにありました。その中で、私としては、やむを得ないと考える、そういうふうな答弁もしたことも確かでございます。この意味するものは何かということでございますが、当然に7月の段階で承認申請が出てきました。その段階では、これを規制すべき法令といえますか、規則、条例については、まず審議をすべき条例は手続条例がございまして。林道の管理条例もございまして。それから土地利用委員会のもととなっている指導要綱がございまして。そういうものに照らし合わせたときに、将来的に規制をかける予定があるからこの承認は承認できない、こういうことであるならば、法令遵守の行政執行をする下田市としては、これはおかしいだろうと。現在にこの時点で規制がかかっているものをしっかりと議論してそういう判断をするべきだという意味で、これは今、現時点においてはやむを得ない、そういうことでの答弁をしたものでございます。

しかしながら、この問題は、沢登議員も十分ご承知のとおり、単純なものではないだろうという思いもありました。まして、1日10トン車1台、また、4トンで10台の、これを制限するということは、将来に向かって、現在ワイティーそのものが自家処分の中でまだまだ大型車の乗り入れが可能な状態になっていると。ですから、これ一つ単純なものじゃなくて、もっと真剣にそれらのものについては管理条例制定についての議論をしようじゃないかという思いもあって、そのような答弁をしたところでございます。

それから、それに関連して、管理条例が一部議員のところには原案が示された、しかし今回の3月議会に提案されなかった、私の発言とどういう意味があるのかということだと思いま

すけれども、これは、今言いましたように、12年の弁護士の見解、何回も申しておりますけれども、全国市長会の顧問弁護士や富士市の弁護士、静岡大学の教授、専門家の意見を聞いておりますが、これは大変厳しい状況、解説をしていただいております。そうした中で、12年も政策会議にかけました。そして、その結果、3人の見解をまとめた結果が、これも前回報告しておりますけれども、条例制定には業者の新規参入はある程度防ぐことはできるが、現在営業している業者への規制は難しいと。車両通行に関し市が四六時中取り締まることはできない。許可制にした場合、許可、不許可の判断が非常に困難である。林道使用の不許可処分をした場合、提訴される可能性が高い。裁判の勝算は難しく損害賠償を支払う等リスクは必ず伴うというようなことから、今回、12年のときにも議論した管理条例案での結論でございました。

そして、今回、担当課から出てきた条例案、私も努力するということでしたので、弁護士にも確認いたしました。弁護士は、これらの3人の見解は多分正しいだろうと。事後立法のことも再度言われました。そういうことで、政策会議に素案が出てきたんですけれども、その素案が、大変申しわけなかったんですけれども、何ら前回の12年のときの条例案とほとんど変わっていないというようなことを政策会議で議論いたしました。

その政策会議の議論は、まず1点目には、今言いましたように、平成12年に林道管理条例案として弁護士等に相談した内容とほとんど変わっていないと。今言いましたように、この案では実効性等リスクが指摘されていると。そしてまた、2点目は、この条例案だと、今まで当議会で議論されてきた課題が解決できない。3点目は、この条例案制定の結果、公の施設の適正管理の面から公費投入が避けられないだろうと、そういう意見もありました。そして、これでは規則と変わらないな、また、現状の使用条件等を変更するにはさらなる十分な理由と根拠が必要だと。それからもう一つ、ワイティービジネス問題での県の動向を見て、条例化を精査して提案がいいだろうと、そのような委員各位のほうからの意見がございまして、今3月定例会に上程を見送ったというのが現実でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの株式会社下田クリーンセンターのご質問への補足でございますけれども、いつ申請を受け、土地所有者を明らかにされたいということでございますけれども、申請の受け付けは昨年平成21年7月17日でございます。同年の8月25日に承認をいたしまして、承認の条件につきましては、先ほど副市長のほうからお話があったと

おりでございます。

なお、土地所有者につきましては、990平米、個人でございますして2名の権利者がいるということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） それでは、私のほうからは、負担金の一般論としての解釈はどんなものかということで説明させていただきます。

まず、負担金につきましては2種類ございます。まず、国または地方自治体が行う特定の事業に対する特別の利害関係を有するものに、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるために、国または地方公共団体が一方的に課せる金銭です。それともう1点ですけれども、これは国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間に見られるもので、一定の事業について、その経費の負担割合が定められているときに、それに従って支出すべき金銭的負担でございます。今回のケースにつきましては、後者のほうに当たるものと考えております。

なお、負担金の支出につきましては、共立湊病院組合におきまして議会の議決があり、また、負担金の申請があった場合、下田市負担金、補助及び交付金に関する規則により形式審査を行い、申請書類に不備がない場合は支出せざるを得ないと考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） それでは、救急医療の関係の質問でございますけれども、お答えいたします。

まず1点目、第一次救急及び第二次救急の当市の実態はどうなっているのかということでございますけれども、一次救急につきましては、賀茂圏域を東豆・西豆、要するに東西に分けて、下田市は東伊豆、河津、南伊豆の1市3町で東豆地区として賀茂医師会に委託しております。平成20年度までは第一次救急に対する補助金ございましたが、21年度からは構成する市町で負担しております。総額は993万6,000円で、委託料として賀茂医師会として支出しております。なお、各市町の委託料の負担額は人口割で算定し、下田市においては平成21年度は438万780円の負担額となっております。

第一次救急につきましては、土曜日の午後から日曜日及び祝祭日は当番制で内科・外科の2診療機関をお願いしております。平日夜間につきましては在宅通知制としております。

次に、二次救急につきましてですが、賀茂圏域では共立湊病院、西伊豆病院の2医療機関にお願いしております。当番日数に乗じて補助金を支出しております。第二次救急につきましては、賀茂圏域の1市5町で負担金を拠出し、5町分の負担金を賀茂町長会より下田市の一般会計で受けております。なお、下田市が事務をとり行っていることから、事務負担金として5町からそれぞれ1万円、5万円を徴収しております。

第二次救急医療の補助金総額は、月3回実施しております小児救急医療分を含めて3,270万3,360円となり、下田市は794万7,070円の負担となっております。なお、負担金の割合は人口割、均等割、地域利用割で算定しております。

また、小児救急医療事業のみ補助金が国・県で3分の2、第二次救急医療につきましては交付税算定となっております。

次に、第三次救急とドクターヘリ使用の実態ということでございますけれども、第三次救急は伊豆地区で順天堂大学附属静岡病院に担っていただいております。静岡県では東部と西部の2カ所にドクターヘリを配備して重症患者の運航に力を発揮しております。ドクターヘリの使用状況は、下田地区消防組合から報告を受けており、平成20年度では下田市消防組合管内で131件となっております。平成21年度は12月末現在で98件となっております。

次に、夜間ドクターヘリのご関係でございますが、これは県と協議して実施に努力しておる状況でございます。

次に、第一次救急体制の確立のため、休日夜間救急センターの実現など、賀茂医師会との協力はどのように進められているかということでございますけれども、第一次救急体制がうまく機能していないということは承知でございますけれども、賀茂医師会に機能強化について依頼した経過がありますが、医師会長より私案として夜間救急センター設置について、賀茂地域医療協議会で話し合いが持たれた経過もあります。しかし、診療時間の面、費用の面、場所の面等でまだ検討しなければならないことが多くありまして、新病院の問題も絡みまして、今後も夜間救急センター設置については新病院の指定管理者、賀茂医師会、1市5町の自治体で協議しなければならないと思いますが、現段階では進捗していないのが実情でございます。そのために、当面、現在の第一次救急体制で賀茂医師会に委託して、土曜日午後から日曜日にかけて在宅当番制で機能を発揮していただき、今後新病院を見据え協議をしていきたいと考えております。

次に、消防のご関係でございますが、消防組合との協力体制ですが、定期的に市町担当者と打ち合わせをしております。その際には、賀茂医師会及び県の関係者の出席も要請し、連携

を密にしておる状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございます。1番のヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物の許可申請等についての関連で、株式会社下田クリーンセンターの件ですけれども、住民説明会をしたのかという質問がございましたけれども、これについて答弁をお願いします。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 先ほどの副市長の答弁の中にも触れさせていただいているというふうに感じておりますが、住民説明会につきましては、施設が稼働する前に必ず住民説明会をするということで、条件の中にもその旨は織り込んでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。休憩したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分休憩

午後 3時44分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

1番。

1番（沢登英信君） 1月18日に行いました県あるいはワイティーマジネスとの説明会の市長の印象については、まさに私と同じような印象をお持ちになったということで、大変心強く思うわけでありませう。ぜひとも、この申請を不許可とするために市長も努力していただきたい。

しかし、1月18日の大変内容を含んだものが市民に知らされていない、一部の人たちでこういうことが進められていると、こういう実態についてどう市長はお考えになっているのか。ぜひとも市民とともに一緒に歩むと。この反対も、今日も地元の方々が傍聴に来てくださっておりますけれども、そういう姿勢が必要だろと思うわけですね。市長が先に県知事と二、三の方で相談して、その後バスで行くよと、こういうこと状況では辞退はないんじゃないかと思うわけですね。3月に出来るかもしれないという、こういう状況が切迫しているわけですから、かつては100人余の人と一緒に議員全員が交渉に行くということもやっているわ

けですので、次の行動をぜひとも検討していただきたい。この点についてどうか、再度質問させていただきます。

それから、環境影響調査は、基本的には業者がやるものだと、こういう形態は私も承知しておりますが、このヒノキ沢沿線につきましては、ご案内のように、10年余、11年余営業してきて、1万2,000立米もの過剰のものが既にそこに放置されたままです。会社は、今大伴とワイティービジネスあるいはクリーンセンターと3つあるかもしれませんが、大もととは一体とした一つのヒノキ沢沿線の産廃場としてとらえなければならないと思うわけです。そういうとらえ方で、1社だけではない、この地域全体の環境影響調査をするということが今求められていると思うわけです。そういう点では、業者に任せておけばいいというわけではなくて、市や県が率先してこの地域の環境を守っていく、そういう姿勢が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

それから、クリーンセンターの件について、土地利用委員会で先に許可の結論を出しておいて、稼働の前になって住民説明会をするんだと、こんなとぼけた話がありますか。土地利用委員会というのは、その時点で住民にこういう計画がありますということを説明しなさいと、こういう規定になっているでしょう。法律じゃないんですから、住民の協力を得て、この事業計画が下田市にとって適当であるかどうかを判断する、それが何で稼働の前に住民に説明するんだと。動かないものとして固定されてしまっているのではないですか。しかも、中間処理であれば、業の許可を必要とするわけです。業の許可は、今、ワイティービジネスにおろすなということをやっている。片や、一方のクリーンセンターには、業の許可をおろしていいという姿勢を下田市はとるんですか。こんなとぼけた判断はないんじゃないですか、クリーンセンターに対する当局の姿勢というのは。この点についてどう考えているのか、まず再度お尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 1月18日の業者、県の説明会につきましては、ご存じのような、一部のいわゆる地区の代表者、当局側、議会、そういうような形だったと思います。この問題につきましては、検討委員会の中で、住民説明会、例えば市民会館でやったらどうかというような御意見も出ましたが、まずは説明会を開くまでの段階に至っていないというのが判断でございまして、とりあえず1月18日の地区会というものをまず開催しようということをやったこととございます。

それから、議員が盛んに言われます、何百名を連れていわゆる市民行動を起こすというこ

とにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、近々知事とも面談がありますので、その辺の話を聞いてからの判断ということで検討させていただきたいと思います。

環境調査ということは、業者に任せておくんじゃなくて、県とか市ということにつきましては、とりあえず議員からご指摘があったことをございますので、担当を含めて話をしてみたいと、そんなふうに思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） クリーンセンターの関係でございしますが、まず議員からは、土地利用委員会の中での結論で、住民の説明会について当然承認する前に住民説明会をやるということでございますが、これにつきましては、先ほども言いましたように、本来ならば、土地利用にかけなくても自分たちの裁量でできる土地利用でございますけれども、先ほど言いましたように、これはしっかりと公の場で議論をしようじゃないかということで出させた経過がございます。そうした中で、990平米の土地を既に整地がされていまして、ほとんど地形の変更を生じないという判断から、稼働前に住民説明会をしっかりとやりなさいと、そういう条件をつけたものでございます。

それから、承認をしたことは業の許可を出せということだろうということでございます。確かに計画の中では、日5トン未満ですから、これは施設の設置許可は要らない、これは県の許認可になるんですけれども、設置許可は要らない事業計画でございます。しかし、議員言われるように、クリーンセンターそのものが処分の許可を取っていないということでございますので、これは当然に県のほうの許認可になるかと思えます。そういうことで、もろもろの状況の中でそういう判断をさせてもらったものでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 非常に納得できない勝手な判断をしたと、こういうぐあいに評価をせざるを得ないと思います。市長のワイティーに対する姿勢は、県知事と会って絶対反対を伝えてくると、こういうことですので、それはぜひともそれなりに進めていただきたい。なお、環境調査については検討してみるというご答弁をいただいたわけですので、ぜひ実現できるような方向で進めていただきたいと思います。

それから、大伴産業の土地の中、個人名とはいいいましても、有限会社大伴産業の関係者の土地を使っているわけですね。大伴産業の入り口のすぐわきにそれをつくっていると。しかし、大伴産業は1万2,000立米もの余剰の産廃を処分していない、きっちりけりをつけていない。その業者に別の業者の名前だからといって許可をおろすということは、しかもその

裏には、将来計画というのがあるわけですね。大伴産業の土地になっているところを処分場にしたいということを行っているんでしょ、この業者は。これを手始めにやって、これがある程度スムーズにいけば、大伴産業の持っている土地全部を買うなり何なり、借地契約するなり何なりして、そこでまた事業をしたいということが将来計画であるんでしょ。管理型の処分場あるいは安定型の処分場かもしれませんが、そうしましたら、またヒノキ沢林道沿線が、かつてと同じような産廃公害が引き起こされるということは、だれの目にも明らかだと思っわけです。そういう将来計画があるから、担当課長がどうなのかという発言をしているんだと思っわけです。それは別物だというような言い方がどうしてできるのか、そういうことになれば。ぜひともこれは、業の許可が要るわけですので、県ときっちり相談をして進めるべき業務です。土地利用が先に先走って許可を出すような内容ではない。しかも、住民の説明会はいまだしていないと、こういう状態になっているわけですから、しかも、この業者は4トントラック10台入れるんだと、あるいは1トンを1日1台持ってくると言っていますが、どこの経路を通る予定になっているんですか。あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 特に議員が言われますように、今までの議論の中で、不法投棄1万2,000立米がまだ未処分になっているということで、県のほうとしては、何しろ1万2,000立米を処理したいという思いは強く持っているようでございます。しかし、その情報も市のほうには入ってきておりましたが、今回の土地利用としては、この1万2,000立米は問題外だと。これはこれで、もし相手側がやるんだしたら、しっかりと土地利用等々、また、県と協議すべきだということで、これはもう考えないと。あくまで中間処理施設の単独事業ということでの議論をしたものでございまして、今言いましたように、将来処分場としたいとか何とかということは一切議論の中ではしないよという条件をつけたものでございます。

それから、先ほど言いましたように、施設については基準以下でございましてから設置許可は要らないんですが、業の許可は持っていないことは確かでございます。これについては、まだ県のほうも、いろいろもう一つの産業廃棄物の関係がありますから、慎重に取り扱っているところございまして、我々としては、今言いましたように、状況から大変厳しいけれども、現行法令の中ではそういう判断をせざるを得ないということでの条件つきでございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 経路につきましてのご質問でございますけれども、経路につきましては、ヒノキ沢林道を利用しているものでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 再質問をお願いします。

1 番。

1 番（沢登英信君） 質問したことにちゃんと答えてもらいたい。ヒノキ沢林道を通るとい
うのは承知していますよ。入り口を、どこを通るんだと。大賀茂側を通るんでしょう、学校
の前を。敷根の道を通っていくということなんでしょう。そういうことで、住民説明会もし
ないで許可を出すということについて、きっちり当局は反省すべきじゃないかと思います。

さらに、将来計画があれば、それは一団の土地として、990平米ではなくて、何万坪とい
う形で土地利用にかけなければならない。土地利用というのはそういうものだという状態は、
副市長さんが百も承知でしょう。ある特定のところだけ許可を出していいなんていうことじ
ゃないでしょう、それは。将来計画があって、一団の計画が裏に隠れていれば、それを含め
て議論をする、こういうことをしなければ指導ができないでしょう、できるんですか。それ
とも、将来計画は出てきたら絶対それは許可しないという、そういう姿勢で臨むということ
なんでしょう、お尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 通行路につきましては、先ほど条件の中にありましたように、どち
らから通るにしても、例えば稲生沢側からすれば小学校もある、高校もある、それから、大
賀茂側からすれば、これは中学校があるということで、特にどっちということじゃなくて、
4トン車10台ということであれば、搬入路の近いほうからの道になるかと思います。

それから、土地利用の見解でございますが、確かに議員言われるように、土地利用、どう
いう議論にしても、ある一団のまとまった土地があって、それを、法を免れるために分断を
して、細切れにしてやることは禁じられております。ただ、今回は、我々は1万2,000立米
の処分はここでの議論はしないよと。全然別個のものだということですから、その本意はわ
かっていただけだと思います。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間の延長をします。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 副市長とやりとりしていても内容が進まないようですので、ヒノキ沢林道の問題について、市長、大伴と下田クリーンセンターとワイティールと3つあるということをご承知になったかと思います。この答弁を聞いていて、ぜひとも、この3つともあわせて検討していかなくやいかん、処理しなくやいかんという課題だと私は考えておりますが、市長の見解をその点についてお尋ねしたいと思います。市長のほうで、ぜひともまとめてくださることを期待いたしたいと思います。

それから、2,000万の件については、市長がそういうぐあいにしたいと言うのであれば百歩譲りましょうと。しかし、違法な措置はしてはいけませんよと、こういうことを言っているわけです、私は、今の段階ではね。違法な措置でないというのは、ちゃんとした下田市の積立金制度をつくって、そこに置いておいて、きっちりした段階で支出をする。収入関係の担当課長が言うように、債務が確定しなければ支出できませんよと言っているわけです。債務の確定がないでしょう、この3月31日までに。しかも、ちゃんと特定しているわけですから、聖マリアンナ大学の寄附講座に寄附をするという説明を議会でしているわけですから、逆さまにしちゃって、そんな状態にはならないでしょう、だれ考えても。だとすれば、きっちり謝るものは謝っていただいて、認めないわけではありませんから、正規の形の処理をして、その寄附者の意図がきっちり実現できるような措置をとられたらどうですか。違法な支出をするということであれば、2,000万円の市民の税金を不当に支出した、2,000万円の被害を与えたということになるわけですから、法的にそれを弁償しなさいよという訴えが出てきますよという話をしているわけです。この点どうでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 沢登議員のご提言はしっかり受けとめましたので、今回の3つの問題、まずね。これは大事なこれからの環境を守るという問題でございますので、しっかりまた考えていきたいと思えます。

それから、寄附金の問題の扱いにつきましては、担当部局としっかり、先ほど私の答弁は全く違法性がないという判断で回答しておりますが、議員のあなたは違うという言い方なんでしょうから、その辺はしっかり皆さんにご理解していただけるような手続をとる手法というものを、何が一番ベストなのか、こういうことは担当としっかり協議をしていきたいなと、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 次に、林道管理条例の議員提案を後ほどさせていただくわけですが、その点についてただしていきたい。各地域で、この産廃問題に困ってきて、林道が本来の森林振興に使われていないということで、県も、規則ではまずいので条例にきなさいと指導を既にしてきているわけですね。そして、担当者が出してきました案は県の手本を基礎にしたものです。平成12年に既にそういうものができているわけです。これは、汎用ですからどこにでも使えるような内容ですから、下田に不十分なところがあるということはあると思いますけれども、そういうものを出して、きちり管理していこうという姿勢を担当者が出してきているのに、当局者がそれを差しとめた、こういう経過になっているのではないんですか。理由はいろいろつけるにしても、実効性がないとか何とかと言っているようですが、既に敷根の道路で石がころけてきて、市は弁償しているわけですよ。ヒノキ沢とか、そういう3つ通り抜ける道路があるわけですが、そういうところで石がころけてきて車にぶつかったと。弁償しなさいと言ったら、今の形の中では全く市は対応できないでしょう。弁償しますと言うしかないという、こういう状態になっている。きちりした管理体制になっていない。そういう点でどうなのか。早急に林道管理条例をつくって、市民の要望にこたえていく、きちりした管理をしていくということが求められていると思います。その点についてはどうでしょうか。不十分であれば不十分なものをどういうぐあいに検討したのかということのご答弁をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 先ほども答弁いたしましたように、前回6月議会で沢登議員から私あてに答弁を求められまして、いろいろ難しい状況はあるけれども、努力、研究してみようということで、それで、先ほど言いましたように、弁護士にも再度確認し、昔の状況もすべてしっかりと見直して、そして原案として出てきたということでございますから、これは決して、努力しないということではなくて、出てきたものは評価していただきたいと思います。

ただ、そうした中で、先ほど私のほうからもろもろ政策会議の各委員の意見を述べさせていただいたように、公の施設として管理条例は必要かなと。これはそういうふうに皆さんが思っておりますけれども、今の時点で大変リスクもあるなということで、例えば制限をしないということであれば管理条例も今までの議論の中では可能かなと。公の施設ですから、議員言われたように、県もぜひ条例制定しなさいよという指導もしている中から、ただ、今の時点でもろもろのことを考えたときに、非常にリスクが大きいな、実効性にも問題がある

なということで、もう少し議論をしようよという結論でございますので、これは、すべてがあきらめたわけではないんですけれども、そういう沢登議員の提案の管理条例案も見せていただきました。制限もしっかりと載せてあります。これらについて、本当にリスクがないのかどうなのかを再度専門家にもまた聞かなければならないと思いますけれども、何回も聞いているんですが、再度聞かなきゃならないと思うんですが、そういう議論をしていこうということになったものでございます。

議長（増田 清君） 1番、3分前です。

1番（沢登英信君） 最後に、共立湊病院の件について紹介して終わらせていただきたいと思っております。

徳島県立病院事務管理者、坂出市立病院の名誉院長の言であります、自治体病院の経営責任を地域貢献について次のように言われておるわけでありまして。「公立湊病院改革ガイドラインを策定した総務省や、社会医療法人制度を導入した厚生労働省にも同様に、経済性を第一義とした施策を展開していると言わざるを得ない。果たして本当に自治体病院改革議論の大前提を赤字という経済性に置いていいのだろうか。政策として掲げられる自治体病院の事業目的は、本質的に収益と結びつかないものが多い。それゆえ、経済性を論じるに当たっては、単に投下資本の回収という狭い意味ではなく、投下された資本が目的として掲げられた医療政策の実現にいかにかに寄与したか。これを評価基準にしなければならない」と主張しているわけでありまして。地域文化としての医療、この地域から中核医療がなくなるとは、人が住んでいけないということになるわけでありまして、ぜひともこの点からの再考を市長に求めて質問を終わりたいと思っております。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1、市政の課題・問題点について。

以上1件について、11番 土屋誠司君。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） 時間外になりましたので、当局の簡潔明瞭な答弁をお願いしまして、議長に通告どおり質問いたします。

市政の課題・問題点について、大きく4項目について伺います。

まず、1番目として、東海地震などの大規模地震の切迫性は一段と増しておりまして、発生した場合には大きな被害が予想されるため、被害の軽減に市民などの参画を進め、国・県

などと連携して、市全体で地震対策に取り組む下田市アクションプログラム2007を策定されましたが、下田市耐震改修促進計画（08年6月）の公共建築物耐震化の目標設定には、建築基準法上の耐震化率は現在30.1%であるのを、平成27年度までに耐震化率を100%とする計画の内容としては、耐震補強や建てかえ、解体、用途廃止などとなっております。急激な人口減による公共施設の統廃合跡地や施設跡の再利用、借地料、財政、施設の位置など、全市的なバランスを考慮した耐震化計画が必要と思います。平成18年、耐震性能リストを公開し、危険であるからその箇所を明らかにした市所有建築物への本年度までの耐震化などはどのようにされてきたかをまず伺います。

平成27年度までに100%の耐震化ができるか、耐震化年次計画を伺います。

各種事業は切っても、昨年度からは市庁舎建設基金を積み始めましたが、建設年次や規模と財源はどのように計画されているのかも伺います。

さらに、現在地に建設するののかについても伺います。

次に、下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画（案）が2月17日に示されました。内容は、市立幼稚園・保育園は、施設の保全のみならず、園児の安全性や安心の確保が困難な状態にあり、こうした事態を解消するために児童数の減少や施設の老朽化などに適切に対応した、下田市に合った幼児教育・児童福祉を実現させていくための計画とあります。この計画は、教育委員会職員が作成したのかについても伺います。

平成18年に耐震が劣り危険であるとした吉佐美幼稚園、稲梓幼稚園、白浜幼稚園、保育園は大賀茂保育所、耐震診断もされない老朽化した保育所は第三、白浜、柿崎であります。明日来るかもしれない東海地震では多くの犠牲者が予想されます。幼い、次代を担う命を守るためには、最優先で耐震化すべきと思いますが、計画では26・27年度と耐震化とする理由は何か。それまでに事故があった場合に、責任はどのようになるのかについても伺います。

耐震性が劣り、園児の安全や安心の確保が困難な状態の吉佐美幼稚園、大賀茂保育所は、なぜ最終年度の27年度に、下田幼保園と言うんですか、そこへの統合となるのかを伺います。計画の優先度は、緊急度、危険度、防犯となっております。この2園は統合していただくだけの計画なので、極端なことを言えば来年からでもよいのではとも思います。それについて説明を求めます。

次に、新設の認定子ども園を26年度から開園するとしていますが、場所、建設の費用とか財源、開設後の運営経費はどのように予定されているのかについても伺います。

保育所の職員の2分の1弱が臨時職員としているのは、これは今後の統廃合など、民間委

託などからとしていましたけれども、平成21年度までの幼稚園、保育園の係が統合してからの計画や、会議の実施状況はどのようであったのかについても説明を求めます。

平成22年度予算からの費用を見ますと、幼稚園費は8,865万7,000円で、このうちの3%ほどの243万7,000円が県補助と、あと父兄からいただきました授業料が872万3,000円であります。残りは市費であります。公立保育園費は2億2,817万8,000円で、このうちの約2%の474万4,000円が国・県の補助で、父兄の負担金は5,244万6,000円です。僻地保育所については5,248万3,000円で、この8%程度の438万9,000円の県補助があります。父兄負担は1,004万3,000円であります。民間保育所費は2億2,598万1,000円で、そのうちの55%ほどの1億2,368万9,000円が国・県より補助されます。さらに、父兄の負担金は4,310万円があります。このように、公立保育所には国・県の補助が少ないことなどから、多くの自治体では公立保育所は多くありません。計画されている認定子ども園は、認定子ども園の枠にとらわれることなく、下田市に合った施設の計画として(仮称)下田子ども園をつくるほうがよいと思います。幼保のよさを取り入れた下田独自の施設運営を検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、僻地保育所の安全性、住民の負担の公平性、行政運営上の効率性から、早期に統合すべき、あるいは保育料の定額割を所得割するに、これは、この計画を見ていると平成27年まで引っ張るのかについても伺います。

次に、消防車両やポンプ車は原則20年更新と他町村より延ばしてきましたけれども、さらに下田市は延ばして、今回22年度だった消防ポンプ車、ポンプが新調されます。また、団指令車はちょうど20年で更新を行い消防力の強化となりますが、車両を入れる消防団詰所が23棟あり、老朽化で耐震診断もされていないのは18棟あります。中には傾いた施設もあります。東海地震により、入れた新車などが破損や、いざというとき出場できないことなども懸念されます。消防団再編により、コミュニティ消防センター方式の建設が最良と思いますが、現在の再編整備計画等の内容と進捗状況について伺います。

2番目として、下田市の廃棄物行政はさまざまな問題点があります。

その一つに、下田市廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理困難な理由の記載もないのに、一般廃棄物処理業許可の理由として出していることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反しています。この法律の4条は「市町の責務は、市町区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質

の向上、施設の整備及び作業の方法、改善を図るなどその法律の運用に努めなければならない」、5条は「何人も道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない」、6条は「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」、7条6項に「一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない」、同7条の10項には「市長は、許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。1として、下田市における一般廃棄物の処分が困難であること、2として、処分業の許可申請内容が下田市の一般廃棄物処理計画書に適合するものであること」、しかし、書類上からも明らかに、ごみ処理困難な理由の記載がない状態で処分業の許可はしてならない処分業を許可してしまったことは行政に瑕疵があったと思います。いかがでしょうか。

一般廃棄物処分業許可を静岡県へはどのように報告しているのかについても説明を求めます。

処分業者許可は、粗大ごみを処理して有価物は販売し、残渣は市焼却場で最終処分しているのが現状であることは、処分業の許可は必要ありません。現状の処理形態は委託処理の状態であると思います。県へ届け出た一般廃棄物処理許可・委託業者数の欄には、処分業許可業者の中間処理と最終処分業者は1社もありません。委託の中間処理業者は1社の記載があります。収集形態別収集量も、粗大ごみのみ許可収集量は116トンとの記載はありますが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他許可収集量は何もありません、ゼロトンです。処理形態には事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集運搬の許可はありますが、処分業の許可等の記載はありません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律7条6項に、一般廃棄物の処理は地域内、すなわち地方自治体内の処理が原則であります。下田市が出した一般廃棄物処分業許可証（平成19年8月27日）への許可内容は、業種として一般廃棄物の処分（選別・破碎・圧縮・保管）であり、廃棄物の種類としては可燃性及び不燃性粗大ごみ、廃家電（洗濯機・エアコン）、営業の範囲は、ここがちょっと問題で、下田市、賀茂郡内の町となっております。許可条件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること、下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること、3、当該許可による処分等により発生する残渣物（シュレッダーダイト等）は発生した各市町に返却すること、残渣物の下田市における取り扱い、洗濯機及びエアコンの処分により発生する残渣物を受け入れる場合は有料、その他の廃棄物について処分により発生する残さ物の受け入れは無料とする、これが許可の内容です。

この中で一番問題なのは、賀茂郡内までを営業範囲としているのは、営業の範囲が下田市の許可権限外であります。下田市が、自治体の範囲を超えた許可がなぜできるのかについての説明を求めます。

許可条件に、当該許可による処分などにより発生する残渣物は発生した市町へ返却となっていることは、処分業とは言えません。実態は委託処理であって、処分業の許可は不必要であると思います。廃棄物処理及び清掃に関する法律に反したこの許可をこのままにしておくのかを市長の判断を伺います。

3番目として、観光の振興には一次産業の振興が最も重要だと思います。そこから伺います。

将来も観光産業を主産業としていく自治体としては、観光施設の整備をしていくことよりは、まずは下田にしかない自然環境の整備や安心・安全の地場食材を豊かにすることと救急医療機関の充実がないと観光客は増えていかないと思う観点から質問します。

教育旅行視察において、下田の海はきれいとの評価をされたとしておりました。さらに、海水浴場の水質検査ではダブルAとして自慢しております、これは単に、この沖を流れている黒潮が洗ってくれるからであります。海水浴シーズン中の小河川の水質は悪く、海水も汚染状態と思います。海底の状態は悪化し、海草の減少により海産物の減となっているのが現状と思います。磯根の再生には流入河川の水の浄化が第一です。合併浄化槽の普及の遅れと分解されにくい合成洗剤や油分の垂れ流しなどへ、さまざまな方法の実施と山林の整備が重要であります。木材価格の低下により山林の整備がされなく、山林は光が地面に届かないため下草も生えない、最近のスコール的な豪雨により、表土の流出により海は濁り海草が減少することから、貝や魚の減少となっております。山林の整備による効果は各先進地で実証されているところです。これらの整備や安心な食材の生産と医療の充実した地域を創出することが、長い目での観光産業の目玉となると確信します。

このような環境地域づくりしていくことが、行政の責務と思います。多くの自治体では山林の整備、家庭排水の浄化等に取り組み、実績を上げているところです。施政方針には、森林の公益機能の充実に、間伐事業により森林の保全を努めるとありますが、下田市の22年度予算では、山林には間伐事業補助金や広葉樹間伐補助金は、この広葉樹間伐は周辺町村にはなく下田市独自でやられてきた唯一の事業ですけれども、それなどは科目存置の状態です。今回つけられたのは、ただ松くい虫防除予算のみがメインであると思います。水産資源の増大には稚貝の放流、種苗放流助成とありますが数十万円、漁港の整備には数千万円がありま

す。合併浄化槽設置の補助は昨年より少なく500万円弱であります。まちづくりの根幹となるところの整備などがない状態で、将来の観光産業を発展させられるかについてと思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、4番目として、公立病院建設について伺います。

施政方針の主要な施策の第3に、公立病院建設に賀茂地区の中核を担う総合病院として新病院の早期建設のために最大限の努力をし、不退転の覚悟で臨んでいく。新病院建設及び開院準備に向け職員を病院組合に派遣する。この職員の派遣費用は、予算書は増えていないんですけれども、下田市の負担になるのかについてを伺います。

5日の鈴木 敬議員の答弁には、新たな指定管理者がなかった場合には地域医療振興会は公益法人などで指定管理を受けざるを得ないと、吉新理事長の言質はとっているとありました。公募条件で引き受け手がなかった場合は地域医療振興会が引き受けるのであれば、ここへ来て、まだ新たな委託先を探しているようでは、時間的には無理ではと思います。

私は、今、地域医療振興協会と条件などの歩み寄りの交渉をすべきと思います。というのは、昨年4月20日に、地域医療振興会から何か文書が出たと聞いておりますけれども、それについてはどうだったかということと、これについての副管理者である市長のお考えを伺います。

病院組合は、地域医療振興会に今までの利益を、病院建設するために平成21年3月3日に寄附の要望をしています。大久保婦久子、姉の神谷ち恵遺言執行者へは、慢性的な医師不足の解消に向けた政策資金として、平成21年4月9日に寄附依頼をしております。6月26日の寄附申し出があり、7月7日の大久保婦久子基金として採納しています。この寄附を依頼してから、当初から医師招聘にと交渉したのは事実かどうかを確認します。

聖マリアンナ大学の支援を受けた医師確保のために、病院組合は寄附講座へ年間2,000万円寄附し、院長クラスの先生を派遣してもらおうとありますが、指定管理者が医師の確保をすべきで、聖マリアンナ大学へ病院組合が寄附することや、自治体病院であるのに自治体からの負担がない条件であるのに、改革推進委員会の答申そのままに公募条件としたことについて、管理者は各地で医師不足や病院閉鎖等の時代を見誤ったと思いますけれども、その辺についても見解を伺います。

聖勝会が指定管理を辞退した理由は「医療機器や薬剤の供給妨害を目的とする事件が相次ぎ開院準備に支障が生じた」であります。運営管理者として辞退理由の解明をどのようにされたのかについて伺います。

こういうことは、議会が調査するのでなく、まず管理者がなぜ見積が出ないとか、そういう事実をすべきであったと思います。これじゃなくて、今までのいろいろな流れを見てみますと、病院組合議会は管理者が権限を侵しているとも思いますが、管理者の見解はどうでしょうか。外から見てみると、病院組合議員は管理者のやるべきことがあって、管理者が怠っているから議会がやっているとも見えます。管理者はその点について何も言ってこなかったのか、その辺についても伺います。

以上、趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 土屋誠司議員のご質問であります。議員ご指摘どおり簡潔に答弁したいと思います。

まず、役所関係の問題で、市庁舎の建設資金というか、計画につきましてご質問がございました。これにつきましては、昨年11月にワーキング会議というものを立ち上げまして、研究を今進めているところでございます。まだ最終的なまとめには至っていないわけですが、おおむねの工程表というものは大体できまして、耐震化計画の最終年度である平成27年度中の庁舎開庁に向けて手順を進めていきたいというふうに考えております。

ご質問の建設地の問題であります。いろいろ検討させていただいております。例えば、現在地に建てかえるという方法あるいは他に適地を求めて考えるということ等も含めて検討するわけでございますが、もし現在地に建てかえということになりますと、工事期間中の仮庁舎というのが必要になってきます。これに係る費用というのが大変大きなお金がかかるわけでありまして、例えばプレハブ仕様でやった場合にでも、大体3億円ぐらいプレハブでかかってくるというふうな専門家のほうの試算が出ております。これにもし電気設備とか空調等当然つけなければならないということになると、これが大体1億、そうすると、現在の庁舎のところに建てるとなると大体、まず仮庁舎だけで4億円ぐらいかかるというふうにはワーキング会議の中での報告を聞いております。この財源でございますけれども、当然基金あるいは起債そして一般財源というような形で対応することになるかというふうに思っております。私とすれば、ぜひワーキング会議の中で、常日頃言っている身の丈に合った庁舎建設、こういう計画を提示していただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、幼稚園、保育所の再編計画の中で細かいご質問が出ましたが、これは担当とし

まして、もし心配されておる事故等があった場合の責任、これは当然市が負わなければならないということで、大変心配をしているところでございますが、しかしながら、今までの財源の問題とかあるいは再編計画というものが大変難しかったと。ただ、方向性が出ましたので、しっかりこれに向かって、少子化の中でどのような施設をつくっていくかというのが、当然これからしっかりした議論の中で計画されるわけでありますので、進めていってほしいというふうに思います。

あと消防のほうの関係でございますけれども、前々から消防署の詰所の問題、消防団の再編計画というものがよく議論されておりましたが、前までは合併というものがあって、この中で当然のことながら消防団のあり方を考えなきゃならないということでございましたが、独自でいく方向になりましたので、こういうことも踏まえまして、22年度末に策定予定をしております公共施設の耐震改修推進計画に合わせて、消防団の詰所の問題、再編の問題も考えていかなければならないということで、大変施設関係が大分短い期間の中にやらなきゃならないという政策になってきますので、これも多分27年度末までというぐらいしかお答えはできないのかなというふうに思っております。

それから、廃棄物処理計画の関係でございます、1点だけ最後に、廃棄法に反した許可をこのままにしておくのかというような、市長の判断という議員のご質問でございますが、自分が許可を与えるかどうかというのは、市内で発生いたします粗大ごみを円滑かつ適切に処理することを熟慮して判断しております。この視点から、現在の粗大ごみ処理の対応は妥当なものとして許可をしているものでございます。

あとの関連の質問に対しましては担当課から述べさせていただきます。

観光の振興に一次産業の振興が最重点というようなご質問でございます。これにつきましても、議員がご指摘する山林の荒廃と魚介類の減少というものにも因果関係があるのではないかとというようなご質問でございますが、河川が、そんなにめちゃくちゃ大きいという川があるわけではありませんが、地域差によって違うんでしょうけれども、現在下田市においては近海で魚介類の減少が進んでいるとは言い切れないのではないかとことを思いますし、それによって海草というか、いわゆるテングサとかワカメとかいろいろなものが減っているのではないかとご指摘でございますけれども、漁協等に問い合わせしましても、特にテングサの場合は人気だとかいろいろな形で数年前、一気に爆発しまして大分上がってきたけれども、最近はまだ少し減っているというふうな数字だけはつかんでいるようでございますけれども、特にほかの一般に市場に出るワカメとかいろいろなものについてのデータを得る

ことができませんでした。テングサだけの資料は漁協からいただいた経過があります。

ということで、結論的に言えば、確かに山林整備ということは、どんな分野についても、海を守る、観光についても必要施策ということで、県のいろいろな支援をいただきながら山林の整備というものをやっていきたいというふうに考えております。

共立病院の関係でございますが、質問が最後のほうにばたばたと出てきまして、今整理をしているんですが、22年から職員派遣をいたしますね、1名。これについて費用負担が下田市で出てくるのかというような話が出てきましたが、現在は全部交付税措置の中でやらせていただいています。今、共立に職員もいるんですが、これは国から来る交付金の中で、病院会計の中で回しておりますので、同じような仕組みで、例えば1名下田から増員になっても、その辺のことは病院会計の中で、交付金の中で全部処理をさせていただくということで、自治体からの負担金というのは発生しない、こういう考え方でやっているわけです。

それから、地域医療振興協会等の条件の歩み寄りの交渉をすべきということで、副管理者である市長の考え方と言われるんですが、なかなかこういう立場でありますと、構成市町の一担当ということでございますので、私のほうからはこういうことをやるとか、これはだめだとかということはいえない立場ということをご理解いただきたいと思います。

医師の不足というのが病院閉鎖につながっているということで、今回の公募条件とかいろいろなものが見失ったということ、これも同じことございまして、すべては6人の首長が合意をしたところがまだ生きて、公募条件で探すということが今行われているというふうに理解をしていただきたいと思います。

もう一つ、文書が来たとか何とかということ聞いた、何でしょうか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 12月の議会で議員が質問された件ですよね。あれは、地域医療振興協会から、公募する前に病院組合に対しての質問だか、要望書みたいなのが出てきた件ですよね。それについては、12月議会の中で答弁できなかったんですけども、そういうのがありましたねということで、私のほうで資料を探して見せましたよね。それでいいんですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） あれは、多分運営会議の中では検討していなかったと思うんですね。病院組合のほうの判断で、ただ受け付けておいたという形だったと思います。後でまた見えます、すみません、ちょっと今あれなものですから。

申しわけない、あと2つだけ、最後の質問わからなかったもので、もう一回、もしあった

ら再質問の中で言ってくれませんか。それとも、今言っていただければお答えしたいと思います。いいですか、後で。ちょっと確認します。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） それでは、私の環境対策課のほうに質問された件の答弁をさせていただきますと思います。

2番目の下田市の廃棄物処理計画書に一般廃棄物の処理の困難な理由というのはないと。そういうない中に、書類上明らかに処分業の許可をしてはならない者を許可したということが行政の瑕疵ではないかと、こういうご質問だと思います。

このことにつきましては、誠司議員さんも7条の10項、第1項、一般廃棄物の処分が困難であることということも一つの要件というお話ありました。この辺につきましては、こちらの市といたしましては、当該の許可業者に市民が持ち込みをして受ける時、受け付けするときというのは、市が平日の日に受け付けをしていない時間帯、あるいは土曜日の午後とかあるいは日曜日とか、そういうときに受け付けをするという基本的な方針を業者に話をしまして、それ以外に来た場合は市のほうへということで、周知をということでしているところでございます。暫定的な部分であろうかと今ありますけれども、いずれにしましても、市といたしましては、市民の利便性ということも考慮した中で、市が受け付けていないときを市が処理することが困難というふうに判断をした中で、しているところでございます。

そういう中で、環境省の通知の中で、処理が困難というのはどういうふうに考えればいいのかという、そういうことに対しての通知がありまして、要するに、市町村が自ら処分する体制が整わない場合処分が困難と、こういうふうに認定ができるという判断の中で、なおかつ最高裁判所の判例の紹介もありまして、最高裁の判例の中には、「市町村長がその許可を与えるかどうかは、その事務処理を円滑に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきであり」という中で、「その意味においても、市町村長の自由裁量にゆだねられるものと解されるのが相当である」という、こういう判決がありまして、先ほど市長のほうからも話がありましたが、こういういろいろなことを熟慮した中で、考慮した中で検討して許可をしているところでございます。

この点につきまして、監査委員のほうからも、7条6項の処分業の許可の規定に照らし合わせて、適合しているから交付していると、こういうふうに認められると、こんな判断もいただいているところでございます。

それから、2番目の質問で、一般廃棄物処理許可を県にどのように報告しているかという

ご質問でございます。

一般廃棄物の処理業の許可というのは、あくまで市町村長の権限に属するものでございまして、県へのそのものの報告の義務はないわけでございますけれども、毎年的一般廃棄物処理事業実態調査というのを毎年して、それを報告しているわけですが、その報告の中に、許可ということの報告もしているところです。

それから、3番目に、処分業者の許可は粗大ごみを処理して有価を販売、残渣は市で焼却、最終処分しているのが現状だと。処分業の許可は必要ない、現状の処理形態は委託処理の状態と思うがということでございますが、これも先ほど最初にお答えした答弁で解釈していただければというふうに思います。というのは、市の受け付けが困難なとき、業者が受けた粗大ごみを処分業許可によるものとしているところでございます。受け付けしているときという対応も、処理形態の一部に含まれるというふうに解釈して判断しているところです。

それから、4番目に、県へ届けた一般廃棄物処理許可・委託業者数の欄には処分業許可業者の中間処理と最終処分業者ゼロ社となっていると。委託中間処理業者1社の記載があると。これについては、毎年出ている静岡県の一般廃棄物処理事業のまとめという本を議員さんも見られて質問されているというふうに思います。その質問の中で、当該業者、栄協メンテナンスですが、この施設は粗大ごみを破碎する中間処理の施設でございます。これに対して許可をしているわけでありまして、確かに議員さんが見ておられた16年版にはその記載はございませんでしたけれども、最新版の19年度におきましては、許可業として中間処理1社の記載はしてあります。最終処分業の許可、これはありませんのでゼロ社ということで、それはこれでいいというふうに思います。また、委託業者の中間処理業者1社は先ほどの栄協メンテナンスに中間処理委託しているという、その1社という記載というふうにとらえております。

また、5番目に、収集形態別収集量も粗大ごみのみ許可収集量116トン、これも16年版で116トンと記載があるわけですが、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他の許可収集量はゼロトンであると、こういうふうにお話でございますが、確かに16年版には「ゼロ」となっております。ただし、平成19年版におきましては、可燃ごみの収集運搬許可として4,117トンということで数値の記載をしてありまして、あとの項目についてはゼロトンであっても間違いはないというふうに判断しております。

6番目に、処理形態には事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集運搬の許可はあるが、処分業の許可との記載はないというご質問でございます。この一般廃棄物の処理事業の

まとめでございますけれども、これは各市町村が毎年、先ほどの実態調査で報告しておるわけで、これに基づいて作成されております。それで、この調査の中で粗大ごみ処理の方法として委託というのが2番でございます。許可というのが3番でございますが、その部分につきましては2番と3番と両方、実態調査の中では連記をしております。それにかかわらず、まとめのほうで記載が2番だけで、3番の許可がされていないということは、県の転記漏れミスというふうに判断しております。実態調査のほうでは両方の報告をしております。

それから、7番目に、許可証について賀茂郡内を営業範囲としているがという、自治体の範囲を超えて許可がなぜできるのかと、こういうご質問でございます。19年の許可証については、いろいろと土屋議員さん、また、沢登議員さん含め、ご指摘をいただいた許可証でございました。そして、その後、範囲については削除いたしまして、また許可を出し直して、今現在におきましては、営業の範囲は記載されておられませんという状況になっております。

また、8番目の許可条件に、当該許可による処分などより発生する残渣ですけれども、これを市町村に返却しているということは、処分業とは言えないんじゃないかと。実態は委託処理だ、許可は不要だというご質問でございます。この破碎後の残渣の処理の処理施設が、栄協さんにはないわけでございます。中間処理でありまして、その破碎後の処理施設がないということでございまして、残渣は返却してくるわけでございます。これをもって、処分業の許可不要とはならないと判断しています。あくまでも、中間処理で破碎する施設であるからでございます。

ということで、私のほうご質問は以上だと思うんですが、以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは、幼保再編計画についてのご答弁をさせていただきます。

まず、1番目の、この計画案につきましては、教育委員会職員が作成したのかというご質問でございます。これにつきましては、庁内に検討委員会を設けました。構成メンバーといたしましては、総務課長、企画財政課長、建設課長、福祉事務所長、学校教育課からは私と参事、幼稚園長の代表の先生に1人出ていただいています。その下に幹事会というものを設けまして、今の各課の課長補佐並びに幼稚園の教頭、公立保育所、地域保育所の園長各1人ずつに出ていただいて、幹事会で検討していただいたことを検討委員会の中でさらに検討して、この案をまとめたということでございます。

2点目の、この計画は26年、27年で耐震化となっているが、その理由はということでござ

います。これまでのご案内のように、各施設の耐震性がないということにつきましては、我々、子供たちの安全を確保するのが第一だというような考えをしております。今回の再編計画については非常に大きな規模のものというようなことでございますもので、これまでの幼稚園の統合あるいは中学校の統合、そういうようなことを踏まえまして、十分に周知期間を設ける、そして地域あるいは保護者の方々への説明を十分にしていける、そういうような時間が必要というふうに考えております。

また、認定子ども園というものについて、昨日もご答弁させていただきましたが、全国的には少ない、そして県内にも少ないというようなことで、しっかりと制度設計、そしてどのようなプログラムを提供していくのか、そのためにはどのような施設設計をしたらいいのか、そういうようなことを十分検討していかねばならない、そういうようなことから、早期にやりたいとは思っているんですが、時間をかけないと十分な計画にはならないというようなことで時間をとらせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

そして、3番目の27年度を予定している吉佐美幼稚園、大賀茂保育所、これも耐震性がないということなんですが、この2園の統合、この2園は統合していただけなので来年度でもよいのではないかとというようなことでございますが、これは皆さんご承知のように、統合の対象となる園の方々、保護者、地域の方々にとって、いろいろな思いがあるかと思えます。そういう中で、短期間のうちに統合等をするということになりますと、いろいろ保護者の方ですとか、地域の方々のご批判をいただくことになろうかと思えます。そういうことから、十分な周知期間を置きたいということ、そして下田保育所、下田幼稚園につきましても、その先は認定子ども園化をしたいという計画になっておりますもので、そちらにも準備の時間がかかるというようなことで考えております。

それでは、26年度開園の認定子ども園については、場所はどこか、建設あるいは開設後の運営経費というようなことでございますが、まず、場所については、今の検討委員会の中では第三保育所の敷地に建設したいということで案をまとめさせていただいております。しかし、これについてはまだ決定ということではなく、今後審議会あるいは最終的な議会の皆さんのご判断をいただくというようなことになろうかと思えます。そして、費用的には、今現在では200人規模の施設というようなことから、施設の管理面、その辺については下田保育所と下田幼稚園を合わせたぐらいの管理費がかかるのかなというふうには思っています。ただし、我々が第一に考えております第三保育所の施設というものは、下水道の接続ができる

ところでございますもので、そういう浄化槽の維持管理とか、そういうものについてはかか
らなくなるのかなというようなことで考えております。

そして、5つ目の保育所の統合ですとか民間委託など、これまでの実施状況はどうであっ
たのかというようなことでございますが、内容的には、21年度までは計画をしていた段階で
ございますので、特に何をやらなければならないというものはなかったというふうに思っ
ております。

6番目の下田独自の（仮称）子ども園というような方法もあるんじゃないかというような
ことでございますが、これにつきましては、幼保のよさを取り入れた下田独自というものが
どういうものになるのかというのがわからないわけなんです、今のところ考えております
のは、再編計画によって、とりあえずは普通の幼稚園と保育所、そして認定子ども園とい
うようなことで、それぞれのニーズに合わせた入所ができるというようなことで、多様化す
るニーズに対応した体制が一時的にはとれるのかなというふうに思っております。

そして最後に、僻地保育所の関係でございます。これは、今までも何度か答弁させてい
だいているわけなのでございますが、最終的には統合というような形で児童の安全性は確保
していくわけでございますが、保育料の負担について、これについては27年に廃止したとき
になくなるというようなことになろうかと思えます。そういうことから、今の制度のまま、
できれば生かしていただければというふうに思っております。

また、大賀茂保育所ですとか吉佐美幼稚園を残すということについては、4園の保育所、
2園の幼稚園というものを統合していく中で、地域的に近場の保育所あるいは幼稚園に行か
ざるを得ないというような方々も出てくる可能性もございます。そういう方々の受け入れ場
所というようなことも一つとして考えております。そんなことから、この計画案をつくらせ
ていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 市庁舎の建設は、ぜひ広い意味で、いろいろな統廃合がありますが、
その中で最良のところを選んで、財源の安い方法でやっていただきたいと思えます。

幼稚園、保育園ですけれども、これは庁内検討委員会が立っています。出てきたのは、こ
の前、教育委員会を傍聴したんですけれども、教育委員会は事前に資料は行っていたと思
うんですけれども、そのまま承認ということは、本当は、こういうのは教育委員会がもとな
ってくるんじゃないんですか、教育行政というのは。

それと、教育委員会で幼保の計画はできたんですけども、全体の耐震の施設整備計画は22年度末ですよ。それとのずれがありますよね。幼稚園、保育園等は今年度決めちゃって、消防とか公民館とかいろいろなのはまだできていないんですよ。ここだけ、なぜ全体の計画でずれていると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

それから、耐震化の話で、危ない、危ないと言いながら、保護者との周知の期間が必要だ、こんなことを言っていますけれども、これは18年に発表したときから検討して行って、その上の段階でやっていくべきであって、今になってつくった　つくったというか、まだ周知期間があれば、最終年度の26年・27年、これは、だけれども、そんな説明は緊急度、危険度を優先してやるという、明らかに耐震がないと18年に発表しているんですよ。だから、事故やそのときの責任はどうするかと言っているんですよ。だから、こういうところを、ただ統合だけとか、そういうところは早目にやるべきだと思うんですよ。ほかのいろいろな建設計画とかあれば別ですけども、こうやって先送りというのはよくないと思うんです。

それから、子ども園の建設場所が第三と言いますけれども、あそこは借地が三百数十万かかっていますよね。私は、それよりは淡交荘の跡とか、先ほど課長言いましたように、地域のバランスとかそういうことを考えて、第三のところだと、ひかりがあって、稲生沢があって、あの辺に集中して、下田幼稚園、保育園、それよりは箇所ごとに分けるように、そういうことを検討したほうがいいと思います。

前にも言われたんですけども、急激な人口減であって、例えば学校の統廃合において、同じ朝日地区に学校が2つありますよね。あれを自分としては、大賀茂のああいうところは子ども園とか老人とか、そういう合体した施設にしていってほしいと思うんですよ。そう思うんですけども、そういうものも検討してほしいと思うんです。

それから、認定子ども園というか、それをつくるに当たっても、恐らく公立にはほとんど補助金がないと思うんですよ。ですから、これを26年、27年で、いわゆる庁舎はつくり、こういう幼稚園、保育園4園とかつুক্তたり、消防の関係も全部やる、公民館もやる、これのできるんですか。その辺の財政のあれがなかったと思うんですけども、とりあえずそこまで伺います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 最初のご質問がよくわからなかったんですが、教育委員会を傍聴されたときのお話をされたと思うんですが、どういうお話だったのでしょうか。

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） 教育委員会では、まだこれを承認したとか何とかということではございません。こういう案をとりあえずつくりましたというようなことで報告をさせていただいたところです。結局、最終的には、これから保護者説明会あるいは審議会を経まして、これでいこうとなったときに、最終的には教育委員会の承認をいただいて、議会にお諮りするという段取りになります。

そしてあと、第三保育所の場所ということでございますが、検討委員の中からも、そういういろいろな場所、そして、ここは民地であるというようなことございました。しかしながら、これだけ大きな施設をつくれる場所というものが、それじゃ、ほかに適地があるのか。年間340万円程度の借地料を支払うことになるわけなんです、今後、子育て支援、就学前の子供の、行政としての責務から、そういう支出についてはやむを得ないだろうというようなことでございます。

また、淡交荘跡というお話もございましたが、あちらにつくりますと地域が偏る、そうすると、もう1カ所程度の受け入れ施設をつくらざるを得ないのではないかとというような検討結果になりまして、2施設をつくっていくのはなかなか難しいのではないかと、そういうことから1施設でいこうというような検討結果になったものでございます。

そして、誠司議員ご持論の大賀茂小学校の件でございますが、今回については、小学校のまだ統廃合については検討に入れていない段階で、あくまでも幼保の危険な施設、それを解消しようというのが最大の今回の計画の目的でもございますもので、特に小学校については今検討しておりませんでした。

以上です。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 幼保の再編を含めた公共施設の整備の関係、それから耐震化の問題に対する財政面でどうなのかというご質問でございます。

これにつきましては、先般田坂議員からのご質問にもお答え申し上げましたけれども、財政見通しについて、現在政策事業の概算経費を除いた部分について精査をしているところでございます。耐震化に向けての財源調整というのは、現在まだ明確な形では整理しておりません。したがって、今後政策事業の概算経費を除いた部分についての財政見通しを立てて、そこでどれだけの黒字が生まれてくるのかということ、それによって内容が変わってくるということをご理解いただきたいと思います。

それから、これは常々市長のほうからもご答弁ございますけれども、24年度になれば、今

の見通しでいけばかなりの投資的経費が生まれてくるということでございます。起債が4億3,000万円のぐらいの起債で10億円ぐらいの普通建設事業ができるという、そういうことでこれまで説明させてきていただいておりますし、実際、公債費比率の推移を見ましても、かなり計画の中では平成22年度あたりで21%を超えるような公債費比率ということで試算をさせていただいているんですが、実態としましては十四、五%という形の率に下がっております、これからこの数値はますます低くなっていくというふうに認識しておりますので、そういった意味では、これから投資的経費に回せる財源はある程度生まれてくると。しかし、再編整備の内容によって左右されるものですから、この辺はきっちりと再編の中身をこれから慎重に精査していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 幼保の耐震化がないから、そこだけをやっていくって、これじゃ手戻りになりますよ。この前、中学校のときだって、そこだけが少なくなったからって、そういう部分的に、だから最初から言ったとおりに、市全体のすべての施設を総合的に計画してくださいよ。今までだって、27年度ぎりぎりまでやっていくって、これは10年も前から私も言っているんですよ、こういうことは、幼保のことは。そういうことはさておいて、前のことを言えば、国・県から補助があるときも、点数を減らせば運営費が増えるとか、そういうことも提案したけれども、点数だけを置いておいてちっちゃくしたように、ただ何もいろいろな工夫をしていないですよ、市は。今回は幼保だけの危険だけを入れてじゃなくて、いわゆるすべての施設ね。幼保とか小中学校、それと消防団とか公民館とか、それをいろいろ考えて複合にしたり、いろいろなことがあると思うんですよ。そういうことをやってくれと言うんです。それで、前から耐震化計画を早くつくれと言ったら、22年までって、ただぎりぎりのところまで引っ張って、ある程度のことは基本的につくって、こうしたい、ああしたいという、いきなり今度は、できたやつを「はい、そうですか」って出てくるのでは困ると思います。

その辺と、あと教育委員会ですけれども、幼保の庁内検討委員会で原案をつくったと言いますけれども、原案をつくるのは、前にも中学校のときに言ったんですけれども、教育委員会の仕事じゃないんですか。教育委員会、あそこは出てきたものをただ承認と言うけれども、事務局である程度は資料とかいろいろ作成してやるんですけれども、教育委員会がやる仕事をやっていないんですよ、下田を見ていると。本来やることを、だから言っているんですよ。

教育委員会がこうしたいと、あと予算づけとか、それは事務局がああだこうだ説明すればいいけれども、理想的な形とか、そういうのは教育委員会がやる仕事なんですよ。それを下田はやっていないんだよ、教育委員会は。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 教育委員会のやる仕事とおっしゃっているわけですが、我々事務局は、教育委員会の仕事としてやっておりますので、教育委員会の仕事として、その中に検討委員会をつくって、庁内の方々、関係各課、その方々の意見を教育委員会事務局としてまとめた、そういうものがこの案になっているというふうに理解しているんですが……

〔発言する者あり〕

学校教育課長（名高義彦君） 教育委員さんは、我々の案について意見を述べられる、そういうことは当然でございます。そういうのは委員さん方の意見であって、教育委員さんがこういう計画をつくる、そういうことではないというふうに思います。ですので、我々事務局がまとめた案について、教育委員さんがどのように考えるのか、ご意見をいただき、提案をいただき、そういうことが教育委員さんの教育行政への関与ということだというふうに理解しております。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 耐震化計画の関係なんですが、各部署で行っております個別の統合、再編の関係につきましていろいろ検討していただいております。この資料をまとめまして、現在、たたき台の準備をこれから進めます。22年度に入りまして、市全体の耐震化計画につきまして策定を急いで準備したいというふうに現在事務処理を進めているところであります。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 教育委員会の事務局はそうですね、事務局として。教育委員会が上にあるんですよ。今、教育委員会がやっていることは逆でしょう。この前、傍聴したけれども、教職員の人事というのは、あれは教育委員長がやるんですね。それを教育長というか、事務局がつくったのを「こうですか」で、「これでどうですか」。あれは本来教育委員が、あれ見てみてくださいよ。教育委員会がやるんですよ。補佐をするんだけれども、「これでいいでしょうか」でしょう、みんな。それでみんな大体異議なしするのが、そうじゃなくて、教育委員会が、下田の教育はどうするかとか、そういう基本をつくって、それに肉づけするのが事務局の仕事でしょうが。事務局が先にやって、教育委員会があれじゃ、だったら教育

委員会なくたっていいと思いますよ。前にも言ったんですけれども、そのことを言っているんですよ。

それと、耐震化計画は前々から言っているんですけれども非常に遅い、これ。いろいろなところにふぐあいがきているのに、せっぱ詰まって4年やそこらで何十億か何かの仕事が本当にできるのか、その辺、市長どうですか。

それから、次に廃棄物ですけれども、廃棄物処理の計画書には書いていない。それは明らかに、これはだめなんです。それを、粗大ごみを処理困難だからって、それは委託処理でいいんですよ。処分業の許可要らないの、これを見ている。それをずっと変なへ理屈みたいのをつけてやっているんですけれども、これはぜひ変えてくださいよ。

それで、先ほど営業の範囲を削除したじゃなくて、これは明らかにこういう許可を出したことは、違反をしたということを確認したわけでしょう。削除したじゃ済まないですよ、これはどうなんですか。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 耐震化計画につきましては、大変手続が遅れて申しわけございません。ただ、平成19年、20年ごろから取りかかったんですが、合併の関係がありまして遅れたということで、そのときの資料等につきましては現在乖離を生じているということで、各部署において再編とか統合につきまして検討していただいている資料を集めまして、そのものをたたき台としまして実現可能な公共建物の耐震化計画を策定したいと現在努力しているところでございます。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 一般廃棄物の処理基本計画の中に処分業許可のことが書いていないのではないかとご指摘でございます。これにつきましては、基本計画の中にごみ処理処分フローという表がございます。その表の中に粗大ごみについては業者委託または許可処分ということで、この計画の中で記載しておりまして、このことが計画の中に入っているというふうになっているところでございます。

また、許可の中に区域を削除しても、それは実際にいろいろ各町からの業をしていることがどうなんだというご指摘ではないかと思えます。これにつきましては、前もその議論があったところでございます。まず、各市町に収集運搬の許可を取っており、かつ、この施設のある下田市から処分業の許可を有していると。その上で、各町から下田市のほうへ処分することを法的な規定の中から通知を各町からいただいております。いただいているという、要

するに下田市が承知しているということ、その流れの中で処分業が成り立っているというふうになっているところでございます。

以上でございます。

〔「削除じゃ済まないでしょう」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 削除でありますから、なぜ、誠司議員さんのご質問は、下田以外に南伊豆とか松崎とか周辺町の処理ができるのかということにつながると思うわけですからけれども……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 書いたこと自体のことを問題にしているということですか。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 要するに、行政執行上の要するに瑕疵ということに対して責任はどうかと、そういうことで、現在、だから区域については削除させていただいて、そういう形で今許可はされています。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） これは明らかに、処分業の許可を出してはならないところを、いろいろへ理屈をつけて許可しているので、ようやく今度そうになったら、営業の範囲なんて、こんな余計なものをつけて賀茂郡内の町、これは絶対あり得ないことなんです。地区内処理が原則で、それを営業範囲を出して、それが間違ったら、認めてそれを削除したらいいんですよ。削除だけでいいのかと言っている、方向としては。

それから、処分業の許可は明らかに要らないんですよ、これをずっと見ていくと。それをなぜ処分業を出さなきゃならないのか。実際やっているのは、処分業というのは最終処分までするわけですよ。それをしていないでしょう。最後はみんな下田に持ってくる、あれじゃ委託処理と同じですよ。だから、処分業の許可は要らないの。それを全国的にも例のないようなことをいつまでも続けちゃいかんということを言っているんですよ。それを、ここが間違った、削除、そんなの、とんでもないですよ。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 土屋議員の、最終処分するまでが処分業だという解釈でございますけれども、業の許可というのは、収集運搬、また、中間処分、そしてまた最終処分と、こういう3本立ての許可になっておりまして、今議論している栄協メンテナンスへの許可は

中間処理という業の許可という許可証でございまして、最終処分はできる施設ではございませんので、それを含めた許可にはなっていませんし、業務もできないということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどもご説明申し上げましたけれども、ほかの町村は処分ができないという土屋議員の判断でございましてけれども、先ほど説明したとおり、各町から、各町から発生する……

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 5時27分休憩

午後 5時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 先ほどの土屋議員のご指摘につきましては、平成19年8月27日付の許可証に誤りがあったことに対して、私のほう、申しわけなかったと謝罪するところでございます。

なお、訂正したものについては、また配付させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 訂正したということは、明らかにこれはまずかったということですよ。こうやって、まずかったことをやった業務というのは無効とすると、たしか自治法の2条の17項か何かにあるんです。その辺はどうなんですか。明らかに間違ったことは、それは、その行為は無効とするということあるんだけれども。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 5時37分休憩

午後 5時43分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 貴重な時間、遅くの時間、休憩になって申しわけございません。

先ほどの許可の件でございますが、この許可証につきまして、次期更新のときに、この記載の内容についてまた検討していきたいと、このように思っていますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（増田 清君） 11番、挙手してください。

11番（土屋誠司君） 課長、次期には実際に合ったような許可証にしてください。よろしくお願いたします。

それから、共立病院のことですけれども、先ほど言って、余計なこと、いろいろなことを言われたんですけれども、ぜひこれは、外から見ていますと言えないんです、いろいろなことを。今まで言いたいなと思ったんですが、言えなかったんですけれども、今回の施政方針に出てきたからあえて聞くんですけれども、ざっとのことは沢登さんと藤井さんが言ってくれたんですけれども、その中で今一番疑問に思っているのは、組合の管理者がまとまってしっかりしていないと思うんですよ。

〔発言する者あり〕

11番（土屋誠司君） 管理者と運営委員会というか、首長の会議がしっかりしていないと思うの。だから、病院組合議員が執行者みたいなことをやっちゃっていると思うんですよ。あれだっておかしいと思うんだけど、おかしいということは自分じゃ言えないでしょう。だけれども、こういうことが出てきたから聞いているんですけれども、市長はどう思いますか、副管理者として。議会がああいうことをやっているから、振興会も進まないわけでしょう。だから本当は、この前、1月末か、地域医療振興会しかないと言いながら、次はあれで引っ張ったり、そういうことがあって、ないと決まったら、幾ら市長がリーダーシップ発揮して、地域医療振興会の昨年4月20日に来た文書等をもとに歩み寄る話し合いの、そういうことに持って行って、早く皆さんの不安を解消するのが管理者の役目と思うんですけれども、どうですかね。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 組合の管理者じゃありませんので、私が余りリード的な発言はできないというのはご理解をいただきたいと思います。ですから、言葉を選びながら発言しているわけであって、先ほど4月20日の文書というの、先ほど言ったやつを思い出しました。あのときは、公募する前に地域医療振興協会が要望書というのを病院組合に出してきたんですね。当時、我々は、その前の年の12月に改革推進委員会の出てきた答申でいこうと。建築費もこうだ、医療機器もこうだとかということも全部合意してスタートした経過があります。それから4カ月ぐらい遅れてから、公募に入る前に指定管理者のほうから出てきたのは、まずは減価償却を全額負担するのは無理だよ、これを見直せということと、建設費の額というのは、我々は病院の建物等全部入れて、医療機器も入れて25億という大体感じで、これでみんな合意したんですね。これだったら病院が運営できるだろうと。当時、地域医療振興協会が県の企画部と何かいろいろ打ち合わせをしていて、県のほうからも提案されたのが、地域医療振興協会が医療機器は約15億、建物関係に35億、合計50億なんですよ。我々が25億で病院を建ててやろうという計画の中で、50億という計画を地域医療振興協会が県と話しながらかやっている。僕らは、それにあと南高の跡地を5億で買う。すると大体30億じゃないですか。向こうはそれにまたプラス5億ですから55億、こんな金じゃ、とても病院を建てられないという中で合意をしたものを、要するに建設費が少ないから見直せと。もっと立派な病院を建てろというようなことを要求してきたのが1つあります。それで2つですよ。

あとは、医療機器につきましては、我々は4億ですよというのが交付条件だったんですが、向こうはそれをもっと額を上乗せしろということで、先ほど言いましたように、県と地域医療振興協会が話をしたのが15億です。約14億何千万という金額だったと思います、約15億、それから、地方交付税という政策交付金をもらって我々病院組合を運営しているんですが、それを、病院を運営する側によこせということなんですね。そうすると、病院組合のほうにはほとんどお金が入ってこない。減価償却のある程度の部分しか入ってこないというような部分になる。5つ目に、建築する場合には指定管理者の意見を十分に反映しろと。これは当然のことだと。だから、5つ出してきたうちの4つが、ちょっと法外な要望というのが、さっき議員が言った4月20日の要望書の内容です。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 内容はわかりました。こういうことがあったというのをみんなで共有してというか、その前に、答申は自治体負担がなくて病院運営するということになりました

たよね。病院改革委員会の答申は、自治体の負担なく、そういうので病院を公募するとなっ
たんですけれども、今の社会情勢を見れば、そんなただで病院運営ができるわけではない。そ
ういうことを首長間で、自治体負担がなくて、それをゴーサイン出して公募に踏み切ったと
いう、その辺についてのとき、踏み切る前に……

議長（増田 清君） 3分前です。

11番（土屋誠司君） 今の、来たことなどを皆さんで話し合っ、今までやってくれたん
だからということもこの前言って、そういうことに何も配慮されないでやったのか、その辺
を聞いたかったんですよ。何かやっていないみたいに聞くから、本当かどうかを聞いたかつ
たんです。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、構成している6市町の首長の考え方が違うというのは、そ
もそもお金を出すのは嫌だよというところが幾つかあるわけなんです。だから、病院組合
の運営に対してお金を出すんだったら抜けるよとか、我々は関与しないとかというような議
論が進められてきた中で、当初スタートした公募条件というのは、皆さんの6つがそれこそ
一致してこれでやろうという合意ができていたというのが、基本的に今でも生きているとい
うようなことなんです。だから、当時こういう要望が出てきても、我々が25億で病院を建
てようというものに対して、全部で50億というものじゃ、とてもじゃないけれども病院を建
てた後に租税の、自治体が大変な後年度負担をするということになると、全くまとまらなかつ
たんですよ。ということが大前提で進んできた経過があって、今現在もその合意は生きて
いるということなんです。そこまでしか僕は言えません。

あと管理者がどうのこうのとか、何とかということではなくて、決して、我々がまとまら
ないから議会が先行しているって、逆に僕らはいろいろな面で議会が動いてきてくれている
ということは、本当に今回は病院を建てようという目標に向かっては一致して進んでいると
いうふうな理解をしていますけれども。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） いや、今の市長の発言はおかしいと思うんですよ。議会が進んでや
ってくれたからじゃなくて、これは議会が提案して、議会がやることは、それがいいかどう
かを判断するわけでしょう。議会がいろいろなことを、聖マリアンナに行ったとか、そうい
うことはやるべきじゃなかったと思うんですよ。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 議会が先行ということじゃないんですよ。やはりチェックするのは議会ですから、我々がやることによって間違っていることがあれば、当然病院組合の議会でチェックはされると思います。しかしながら、病院を建てようということについて、議会が先行しているということじゃなくて、一緒の方向性を持って歩いているということを確認しているということなんですよ。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 何かぐるぐる回るから、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 5時53分散会